

第九十二回国会 参議院農林水産委員会 會議録第五号

昭和五十五年三月二十一日(金曜日)
午前十時十一分開会

委員の異動

三月十八日
北 修二君

補欠選任

三月十九日
北 修二君

岩動 道行君

補欠選任

三月二十一日
坂元 親男君

北 修二君

久次米雄太郎君

補欠選任

熊谷太三郎君

岩崎 純三君

鈴木 省吾君

嶋崎 均君

出席者は左のとおり。

委員長

青井 政美君

理事

岩上 二郎君

委員

片山 正英君

委員

北 修二君

委員

川村 清一君

委員

相沢 武彦君

委員

岩崎 純三君

委員

小林 国司君

委員

嶋崎 均君

委員

鈴木 正一君

本日、の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○参考人の出席要求に関する件

○農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青井政美君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る三月十九日、坂元親男君が委員を辞任され、その補欠として中村慎二君が選任されました。

村沢 牧君
山崎 昇君
原田 立君
河田 賢治君
下田 京子君
藤井 恒男君
喜屋武眞榮君
武藤 嘉文君
杉山 克己君
二瓶 博君
今村 宜夫君
竹中 譲君
柳井 昭司君
原 敏治君
内村 良英君

農林水産大臣 武藤 嘉文君

政府委員 農林水産省構造改善局長 杉山 克己君
農林水産省農蚕園芸局長 二瓶 博君
水産庁長官 今村 宜夫君

事務局側 常任委員会専門員 竹中 譲君

説明員 農林水産省経済局統計情報部長 柳井 昭司君
労働省労働基準局補償課長 原 敏治君

参考人 農業者年金基金理事長 内村 良英君

した。

○委員長(青井政美君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行います。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青井政美君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に北修二君を指名いたします。

○委員長(青井政美君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案の審査のため、本日、農業者年金基金理事長内村良英君を参考人として出席を求めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青井政美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(青井政美君) 農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

法案の趣旨説明は先般聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○村沢牧君 農業者年金法をつくらうとした最初の精神は、農民にも恩給をという考え方であったというふうに思いますけれども、法律制定の段階で、また五回にわたる修正で、当初の精神は次第に薄れてまいって、政策年金としての性格が強まっております。そして、政府はいつの間にか農業者年金を農業者年金政策に寄与する目的を

持った国民年金の付加年金であるという位置づけをするようになったわけでありますけれども、法律ができてから十年たった今日、私はこの年金法を農業者の老後保障年金という立場から見直して、福祉と、それから構造政策を加えた公的な年金として位置づけ、さらにそれに伴う内容と体制を整備すべきではないかというふうに思うのであります。けれども、大臣の見解をひとつ伺うものであります。

○国務大臣(武藤嘉文君) いま御指摘のございましたように、確かに最初は、農民にも恩給をというふうな佐藤元総理の御発言から、こういう問題がいろいろ検討されて、結果、十年前にこの農業者年金ができて上がって、そのときには相当それとは思想の違ったもので発足したことは御指摘のとおりでございます。その後におきまして、私も、私どもはいま御指摘のように、やはり農業の経営規模拡大と、こういう一つの構造政策的な意味合いを持った政策年金である、この位置づけをきいておるわけでございまして、そしてこの構造政策は、今後より高めていかなければならない。日本の農業のこれからあり方というところが国民の理解を深められるわけでございまして、生産性を高めてまいるとなると、どうしても経営規模の拡大を考えていかなざるを得ないわけでございまして、従来以上にそういう考え方を強めていかなければならないというときに、この年金もそういう政策年金のやはり色合いを強めていかなるやらないと考えておるわけでございまして、そういう方向を転換してひとつ福祉的な考え方を持てと、こういう御指摘でございますけれども、私も、私もとしては、もちろん農民の皆様の福祉を充実していくことについては十分考えていかなるやらないことは当然でございます。

ますが、それは国民年金の方でできるだけ考えていくべきことであつて、まあいまの政策年金のなこのものでそれを考えていくという事は、なかなか私どもとしては今後とも、大変御意見が違つて恐縮でございますけれども、なかなかそれはむずかしいと、こう考えておるわけでございます。

○村沢牧君 大臣の答弁を聞いておりますと、農業者年金は農業構造政策を重点として福祉を加味したものである、そういうふうな受けとめられるわけでありまして、そういう解釈であるのか、あるいは福祉を重点として構造政策を加えたものであるか、どちらにひとつウエイトを置くのですか。

○国務大臣(武藤嘉文君) 私どもとして、やはり従来の経緯からいまして、また今後の日本の農業政策の方向からいまして、やはり構造政策的なものと申しますか、政策年金の方にウエイトを置いて考えていきたいと思つておるわけでございます。

○村沢牧君 そのような大臣の考え方が、先日大臣から説明のありました提案理由の説明にもはつきりあらわれておるわけであります。すなわち、この説明書の五ページ、四行の中段以下を見てまいりますと、「農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与するとともに、国民年金の給付とあわせて農業者の老後の生活の安定と福祉の向上に資することを目的とする」と、こういうふうな大臣は説明されております。いままでの答弁と同じであります。

そこで、私はこの農業者年金基金法を見ると、その第一条後段の方にこういふふうに書いてあるんですね。「農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与することを目的とする」と、つまり、法律では、老後の生活の安定、福祉の向上、そして構造政策だといふふうに出てくるわけですね。これは言ひ方は中身は同じやうでありますけれども、私はこの法と照らし合せてみて、大臣のいまの答弁、それから提案理由の説明

はいささか順序を逆にしていると思ふんですよ。同じような文章であるけれども、どちらを先に書くかという事は、読む者にとってみれば、提案者がやっぱり先に書いた方を重点に置くと、こういうふうな受けとめるのは当然のことだといふふうに思ふんですね。なぜ法律に書かれていないやうな形に提案理由の説明なり大臣の答弁はできないのか。これは法の精神を素直に受けとめていない。皆さん方がだんだん期日が経るに従つて、そういう解釈に変わつてきてしまつた、そのように指摘せざるを得ないんですけれども、この提案理由を起案したのは大臣じゃなくて、構造改善局長が起案したか、官房長が起案したか知りませんが、農業者年金は、大臣からも御説明申し上げましたように、これだけで老後の生活保障というやうなことではなくて、社会政策以上にむしろ農業政策の立場を押出して、特殊な年金、国民年金の付加年金としての性格を持つていふふうに私も考えております。先に出した方が重点になるんじゃないか、あるいは後に書くことは重点でなく、別段、私もそういうことではなくて、法の書き方にいたしましたけれども、この提案理由の説明の書き方にいたしましたけれども、全体として双方の機能、つまり、「老後の生活の安定及び福祉の向上」ということと同時に、「農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与する」ということを考えているわけでございます。

ただ、提案理由説明でなぜ農業政策的な視点を書いたかといひますと、今回の法改正は離農給付金に関する改正を内容とするものでございます。そういう点もございまして、書き方としては先に農業政策の視点を置いておりますが、総合的な効果をねらうといふか、期待しているといふ点においては、従来と変りないわけでございます。

○村沢牧君 局長の答弁は非常に弁解がましいんですけれども、皆さん方がいろいろ大臣の提案説明をする場合には、法律に關係することは、法律の条文そのものを素直に受けとめて提案理由の説明をいままでやってきたと思ふんですね。ですから、法律に書いてあることを、後段に書いてあることを先に持つてきて全体のことを後に回してきただといふことが、そもそもこの法律を曲げて解釈をしていく、そのように感ぜざるを得ないのですけれども、提案理由を説明した大臣はどういうふうに思ひますか。

○国務大臣(武藤嘉文君) 私はこの法律の目的を讀んでおりまして、この法律を讀んでおりますと、「農業者年金基金は、農業者の経営移譲及び老齢について必要な年金等の給付の事業を行なひ」と書いてあつて、こつちは逆なんですございすね。「経営移譲」の方が先に書いてあるわけでございます。ですから、これはどちらが先とか後というより、やっぱりこれは並列に書いてあるのではなくるかと思つておられますし、「目的」には「国民年金の給付と相まって」と、こう書いてあるわけでございすから、当然関連をして福祉のこともやり経営移譲もやると、こういうふうな解釈すべきではないか。

それから、私もこの間の法律を全部讀んでみましたけれども、この法律を讀みますと、大体この経営移譲の方が、事業としては主体を書いてあるものでございすから、そういう点は必ずしも法律の趣旨には反してないのではないかと、こういうふうには私は解釈をさせていただいたわけでございます。

○村沢牧君 法律の趣旨に反しているか、あるいはまた法律の趣旨が充実にされていくかといふことはこれから論議を深めてまいりますから、次に進んでまいります。年金支給開始年齢について確認をしておきたいんですけれども、農林年金は、昨年の法改正によつて五十五歳支給開始年齢が六十歳に変更されたわけですね。厚生省は、厚生年金の支給開始年齢を六十五歳にするという法律改正をこの国会に提案しようとしたわけでありまして、けれども、わが党初め国民の総反響に遭つて今国会提出を見合わせたやうでありますけれども、これは将来にわたつて断念したものでないといふふうな思ふのです。こうした年金をめぐる一連の動きの中にあつて、経営移譲年金の支給開始年齢の六十歳が将来引き上げられるのではないかと心配を保持している向きもあるわけなんです。しかし、農業者年金は、いま大臣の答弁にもありますやうに、政策年金である、あるいは政策的に経営の若返りを図らうとするものである。またそれにふさわしい保険料を出しているんです。したがつて、経営移譲年金の支給開始年齢は将来にわたつて六十歳、このことをはっきり堅持すべきだといふふうに思ふんですけれども、大臣の方はどのように考えますか。

○国務大臣(武藤嘉文君) 経営移譲年金は、これはもう今後とも六十歳を堅持するということは、私も全く変へないつもりでおります。

○村沢牧君 そのことを一つ確認をしておきます。

次は、農業者年金制度の発展にとつて加入を促進するといふことが一番大きな課題であるんですね。年金の発足当時は二百万人を見込んでおつたわけでありまして、昭和四十九年の再計算時にはまだ百六十五万人に目標を変えたわけなんです。そして事後、加入を促進してまいりましたけれども、五十四年十二月までには農業者年金加入者の数は百九十九千人、五十一以降は特にこの加入者が減りつつあるけれども、その原因は一体何であるか。それから、現在加入資格を持つておられるけれども加入をしておらない、こういう人は何人くらいおられるんですか。

○政府委員(杉山克己君) ただいま御指摘のやうに、現在の農業者年金加入者数は約百十萬ちよつと切つたやうな水準にございす。なぜこれが目標よりも減つたかといふこととございす。これは

これはやはり一番加入者として考えられるのは、中核農家層でございます。この中核農家層が、法制定当時の経済状況とその後の変化が著しいために、それ自身大幅に減つてまいっております。数で申し上げますと、たとえば昭和五十年、中核農家数は百二十五万ほどございましたが、五十四年現在では百万を切つて九十九万台になっております。そういうようなことから、一つはその目標に比べて加入者の実績が下回つてゐるということ。それからもう一つは、加入者として当然資格は持つてゐるのですが、なかなか制度の趣旨が徹底しない、あるいは加入者自身のお考えがあつて入らないというふうな方もありまして目標を下回つたというふうなこともなつたのかと考えます。

そこで第二点の、加入資格を有しながらまだ入っていない者がどのくらいあるかということでございますが、私も加入資格者は五十四年現在では百三十万人というふうに見えております。ただ、これが今後どうなるかということになります。これは今後ともなおかなり減つていくのじゃないか。その総体の見通しは、農政審議会にもお諮りして、農産物に対する需要と生産の長期見通し、これらとともに数字的な検討をしてゐるところでございますが、とにかく中核農家層は今後も減つていくのじゃないかと考えられます。加入資格者もそれに伴つて減少するのではないかと考えますが、現在の時点では、五十四年の数字でございますが、百三十万人加入資格者があるというふうに見えております。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

これは推計が加わつておりますので、正確な数字はよくわかりませんが、それと百九十九万人との差が、資格を有しながら入っていない者ということになります。ですから、資格を有しながら入っていない者の実数は二十数万人というふうに考えられます。

ざいます。ところが、兼業化に伴いまして厚生年金に入る農家の人がずいぶんふえています。経営主でありながら厚生年金に入ってしまうというようなことで、一体どれぐらいの資格者があるかという点は実は非常にむずかしい問題があることは事実でございます。

そこで、私どもがどういふことをやっておりますかという、まず、その現実の村なら村で、加入資格のある人を現実的に追求してもらおう。そこで未加入者の名簿というものをつくってもらっているわけでございます。それから、その未加入者の名簿をつくりまして未加入者を把握して、その人たちに今度は加入を促進してもらうためにいろいろ勧誘するというようなことを努力しているところでございます。それにつきましては、まず未加入者の名簿をはっきり村なり町でつくりまして、それに基づいて加入促進をやっておりますという形になっております。

○村沢牧君 基金の方では、この「のうねん」という雑誌を毎月出して、各県別の加入の状況なり、ひとつ加入促進をしてくださいということPRしているんですね。

そこで、いま理事長の方では未加盟者名簿をつくっておるといふお話があったんですけども、その未加盟者名簿を集計すると、未加盟者は幾らになるんですか。

○参考人(内村良英君) まだ私どもの方で下から全部未加入者のリストと申しますか、人数を上まげてもらって集計はまだしておりません。非常に古い数字が一つございますが、それは四十六年に加入予定者数百七十四万という数字があったわけでございますけれども、これはその後非常に減少しているというのが現実ではないかと思っております。

○村沢牧君 基金の方では、いま構造改善局長が言われた百三十数万入だと、それから百十万入っているから二十数万人が未加盟だと、このように判断してあなたの方では加入促進運動をしているんですか。

○参考人(内村良英君) 繰り返して申し上げましたように、私どもといたしましては、市町村段階で具体的に未加入者名簿をつくって、その未加入者名簿に基づいて加入の勧誘をしているわけでございます。ところが、たとえばきょうの未加入者名簿に載っていると、あした出かきに出て、あるいは他産業に就職して、厚生年金あるいはほかの共済の組合員になりますと私どもの方の資格を失ってしまうわけでございますから、未加入者といつても非常に流動的なわけでございます。

そこで、常に現実的な未加入者を前提にして加入促進をやるといふことをやっております。目標が何人だからということは、これはなかなかそういう形では加入促進運動はできない性質の問題でございます。

○村沢牧君 重ねてお聞きをしますが、未加盟者名簿というのはいつかから作成にかかり、現在のところ集計をしていないようですね、いつをめどとして集計されるんですか。

○参考人(内村良英君) たとえば……

○村沢牧君 いや、質問だけに答えてください、時間がありませんから。

○参考人(内村良英君) ですから、五十五年度の事業方針を現在これから末端に示すわけでございますけれども、そのときになるべく早く未加入者名簿を作成してもらいたい、年度の初めに。そういうことで指導しているわけでございます。

○村沢牧君 私の聞いていることは、未加盟者名簿をつくってくださというの、いつからそのことを始めたんですか。と同時に、いつごろを目標として全国的な集計ができるんですかと伺っているんです。

○参考人(内村良英君) 五十五年度から実施するわけでございます。

も、私から見れば未加盟者はまだ多いと思うんですよ。特に加入者の構成比を見ると、三十九歳以下の加入者は全体の二・一%、二十歳、三十歳の加入者が極端に低いわけですね。特に若年層の加入が促進されない理由は何かあるかということですね。

それからもう一つは、加入を促進するために、一昨年、昨年と法律改正をして、当然加入者の救済措置あるいは任意加入者の後継者の救済措置などをやってきたわけなんですけれども、その成果はどのようになっているんですか。

○政府委員(杉山克己君) 若い層で加入が低率であるというところは御指摘のとおりでございます。なぜ若年層の加入が少ないかといいますが、まあアンケート調査をやったこともございますが、若い層はやはり年金を身近に感じていない、自分が元金なものですから、老後の問題についてそれほど関心を払わないというふうなことがあるものかと存じます。

それからもう一つは、これは農業の問題でございますが、本人自身が、年金の問題というか、将来の問題について関心はあるにしても、将来農業経営をどうやっていくか、目標をどういうふうな設定するかという点について十分に方針が確立されていないというふうなこともあるかと思っております。

それからいま一つは、それだから現在加入運動を熱心にやっているわけでございますが、農業者年金制度が必ずしも十分に知られていない。そのために、制度がわかっていけば加入するものであるにもかかわらず、加入が現実行われていないというものが一部あるかと思っております。

それから、昨年度までの救済措置によって新規加入がどの程度ふえたかということでございますが、時効の救済措置、これによります加入者は五十四年十二月末でもって五万三千二百二十八人というふうになっております。それから、後継者の加入についての救済措置、これによります新規加入が同じく五十四年十二月末まででございますが、

七千六百十二人ということになっております。

○村沢牧君 大臣、この年金を問わず、やっぱり年金制度は加入者が多くなることがこの法律の目的も達成するし、年金の運営にも大きな寄与をするわけですね。それで先ほど来質問しておりますが、どうも加入者の資格の数と現在の加入者と比べて場合、私は非常に率が低いと思うんですよ。ですから、農林省でも基金の方でも積極的な加入促進運動をしている。したがって、加入促進についてはもともとやっぱり前向きに取り組まなきゃいけないというふうなふうに思っているんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) まあ加入促進に積極的に取り組むということが、この農業者年金を今後健全に運営していく上においては大変大切な問題ではなからうかと思っております。それはいま御指摘のとおり、年齢構成が大変高いところ、経営移譲年金がけでございまして、そうなる、経営移譲年金がもらえる人が、ほとんどほとんどこれからは給付を受ける人が非常にふえていくと思うのでござい

ます。そういうときに、今度は給付を受けないいわゆる保険料を払う方の方は非常に減っていくことなれば、この年金が健全に運営されないことは当然でございます。そういう面から言っても、できるだけ若い人を中心としてより入っているという方は、私は大変大切なことではなからうかと考えております。

○村沢牧君 次は、主婦の加入措置について伺います。

わが国の農業構造はここ数年大きく変わって、主婦が実質的な農業の担い手となっている場合が多くなったわけでありまして。五十三年の就業人口は七百五十五万人のうち、男が二百六十七万四千九百、女が四百三十八万一千、男が六二・九%を占めておると。また基幹男子農業専従者のいる農家は総農家の二・三%にすぎない。これも年々減少しております。こうした現状の中から、婦人の農業者年金加入を認めるべきだとい

うです。

要望が非常に強くなっていることは御承知のとおりであります。したがって、特に私は次のような婦人は農年の対象者にすべきだということで、三点ほどひとつ具体的にお聞きをしますけれども、一つは、夫が被用者年金に加入している兼業農家で、妻が実質的農業経営を担当しておられるけれども、農地の権利、義務がない婦人でも加入すべきだ。二つ目には、専業農家でも婦人の権利の増大している傾向の中から妻を加入すべきだ。三つ目には、後継者が加入している妻でも、農業に従事している場合は対象にすべきだ、以上三点についての見解を求めます。

○政府委員(杉山克己君) これは、一番初めの御質問にございました、農業者年金の性格をどう理解するかということの絡みもあるのかと存じますが、私どもも老後の生活安定ということにつきましては、あくまで基本は国民年金によって図っていくべきだというふうに考えております。したがって、経営移譲による経営の若返り、農地の細分化防止、経営規模の拡大といった農政上の目的のもとに考えます場合、夫は兼業でもって被用者年金に入っている、妻が土地の権利がなくとも農業者年金に加入できないかということになります。また、いまの経営移譲という観点からいいますと、いまの経営移譲という観点からいいますと、経営移譲という事柄は、望ましいといいますが、農業政策上要請している事柄は期待できないというふうなこともございます。まあ第二、第三の点についても、その点は同趣旨のことが考えられるわけでございます。そういう意味では、大変御質問に反するようなお答えになりますけれども、やはり経営主、地権者としての資格を有する妻ならともかく、そうでない者を加入者として認めていくということはなかなかむずかしい、できないのではないかとというふうに考えております。

○村沢牧君 婦人が農業者年金に加入することのできないあるいはむずかしいという問題の一番中心になるのが、この経営移譲の問題だという答

弁があつたわけですが、そこで大臣にお聞きしますけれども、最近、政府が進めている構造政策というのは、所有権の移転を伴わずして、一つの農地流動化をして規模拡大をしていくこと、こういう方向になつていくというふうに思われまう。そこで、お尋ねしますけれども、政府はこの国会に農地法の一部改正あるいは農用地利用増進法案等も提出しようとしているので、農地の貸し借りを容易にして流動化を図る、そして中核農家を育成していく、こういうことだと思ふんですね。農業者年金法では、経営移譲の促進を目的とするこれは政策年金である。そしてまた経営移譲はそれなりの成果は上げていくというふうに思ふんですが、また、その経営移譲の中身を見ると、九三%が後継者移譲であるわけなんです。ところが、所有権の移転をしないで農地流動化促進を図ろうとする今の農地法の改正、その法律と、所有権を移転を伴う経営移譲をしていくんだというこの農業者年金との整合性をどういうふうに求めていくんですか。また、農業者年金を、いま皆さん方が考えている構造政策の中でどういうふうに位置づけをしていくこととされるんですか。大臣です。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 私ども今後の日本の農業政策としては、どうしても今後の日本の農業をやるという方々に農地を集約をいたしまして、そして生産性を高め、そして需要の動向を見ながら農業の生産の再編成を図っていく、こういう方向にあるわけでございます。今度の農地関係の三法案もそういう考え方でやっておりますわけでございます。

そこで、その中でできるだけ貸し借りをなるべく促進しながら、地価が上がってきたものでございまして、所有権の移転というものはなかなかむずかしいからというところで、できるだけ貸し借りでもいから農用地が流動化していくように何とかひとつ考えていきたいということから、三法案を提案をしたいと思います。こちらはそれじゃどうかということでございますけれども、

私は、こちらと同じこととございまして、決して所有権の移転をしていただかなくても、賃借関係をはつきりしていただければそれでいいわけでございます。賃借関係をはつきりしていただければ、借り手の権利を得た方は、今度は経営主としていわゆる地権者になるわけでございます。それから、そういう方々は当然経営移譲年金を受ける資格ができるわけでございます。私は必ずしもそういう点においては矛盾はしてない、こう考えているわけでございます。

○村沢牧君 いま大臣はきわめて重要な発言をなさつたわけでありまして、この点については、いままでの解釈よりかなり前進的な解釈であつて、私は賛成するのでございまして、いま大臣は、賃借関係をはつきりしておれば、必ずしもその所有権を移転しなくても農業者年金を受けるべきだというような答弁だつた。いままでの農水省の言つてきた答弁とは違ふんですけれども、この点ははつきり確認しておきますが、構造改善局長、よろしいですね。

○政府委員(杉山克己君) 私が申し上げた意味も、経営主としての地権者の資格を有する妻ならばということと申し上げたんですが、これは所有権だけを内容とするものではございません。使用収益権でも結構でございます。ただ、短期の一年とか二年というのでは困るということで、きちんとした十年以上の使用収益権というものを対象に考えております。その点では、大臣の答弁と食い違いございません。

○村沢牧君 十年以上の使用収益権を持つておるとすれば、それでは専業農家の婦人でも農業者年金にいいですよと、後継者の奥さんでもいいですよということなんですか。

○政府委員(杉山克己君) そのとおりでございます。

○村沢牧君 それじゃ、私が質問した、いままで附帯決議なんかで要求しておつたことに余りこだわらなければならないんじゃないですか。じゃ、なぜそんなにこだわるんですか、婦人の加入について。所

有権は移転しなくてもいいんでしよう、権利は奥さんに移転しなくてもいいんでしよう、それでも入れるということなんですか。

○政府委員(杉山克己君) 私どもの方は、もともといま申し上げたように考えておりますし、あるいは説明不十分だつたかもしれないんですが、そのように外に對しても説明してまいつておるわけでございます。ただ、附帯決議等で御要望される場合、いろいろのお立場の方もありかと存じます。私ども、むしろ所有権だけでなく、使用収益権も設定できない、そういう本當に何らの権利を有しない妻、これをも加入せよということの御要請かというふうに承つておりました。その点は、できないということと從來否定的な答弁をしてまいつたわけでございます。

○村沢牧君 何らの、農業に關係もないような妻が農業者年金を受けたいなんというふうなことを申し入れているんじゃないんです。現実には妻が農業を經營しているんだから農業者年金の対象にしてくださいということ、附帯決議の解釈だつてそんな曲げて解釈するのはおかしいんです。もし皆さんわからなかつたら、附帯決議を提案したわれわれに意見を求めるべきだと思ふんです。そんなおかしい、曲解した解釈は私は認めることはできない。

そこで、大臣、いづれにしても、いままでのなかなかかたくなな農水省の態度等では、ともかく所有権を移転しなきゃだめですよということだつた。しかし、先ほど来申し上げておりますように、大臣も答弁しておりますように、今日の構造政策というのは、所有権を移転しなくても、ひとつ貸し借りでもって規模拡大をしていくこと、そういうことになつてきておるんです。ですから、農業者年金に對する考え方もやっぱり変えなければいけない、統一した見解を出さなければいけない、そのように思ひますけれども、どうでしょうか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 私先ほどから申し上げておりますし、局長からも答弁申し上げておりま

すように、私どもは、法律にもたしか書いてありますけれども、所有権だけじゃなくて、使用収益権もよろしいところ書いてあるわけでありまして、使用収益権のその解釈をいたしましては、いまの十年貸借権というものが十年確立すればいいわけでございますが、御主人が奥さんに対して貸していたら、奥さんがその貸借権をはっきりした上で耕作をおやりになっている、こういう方は当然私はその年金を受給する権利がある、こういうふうに解釈をしておるわけでございますが、ただ問題は、御主人があくまでおられて、奥さんもおられて、それでその間にそういう貸借権という権利のものはつきりしていない、何かを確かに耕作しておるのは奥さんであるけれども、権利関係はつきりしていないときはあくまで御主人の方にやはり年金受給資格が残っているものでございまして、そういう点は非常にむずかしいのでありまして、その点、権利関係はつきりしていただければ、所有権が移転しなくてもこれはもう十分対象になると、こういうふうに考えておるわけでございます。

○村沢牧君 構造改善局長、大臣の答弁どおりで局長ももちろんいいというふうに思いますが、解釈すると思うんですが、そうだったとするならば、皆さんの指導方針の中で、通達なんかの中にあって、所有権は移転をしなくても、賃借権だけ夫と妻の間に確立すればいいのだと、そのことを指導されますか。

○政府委員(杉山克己君) 従来もそういう趣旨で指導してまいりましたけれども、十分徹底してない向きがあるとすれば、改めてはつきり今後ともさらにそういう指導をいたします。

○村沢牧君 それでは遺族年金についてお聞きをするのであります。遺族年金は、社会保険制度審議会の答申などに見られるように、各年金ともひとつ前向きに検討していく、そして、制度改正も検討をしておるところなんですね。ところが、農業者年金にあっては遺族年金がない。私はこれでもぜひ導入すべきだと思うんです。特に、本法の

現行制度の死亡一時金は、一度でも年金を受けると支給されないという不合理もある。これらも含めて遺族年金についてはどのようにお考えになっておりますか。これも大臣にです。

○國務大臣(武藤嘉文君) やはりこの経営移転年金という考え方がまいますと、なかなか通常言われる遺族年金というのは私はむずかしい、こう考えているわけなんです。通常言われるのは、やはり厚生年金にいたしてもそうでございますけれども、厚生年金を掛けている方が亡くなった場合、厚生年金を掛けていた方の遺族が、いま七割か、八割、たしか受けるはずでございますけれども、これはやはり福祉年金の性格でございます。国民年金の中にも、同じように寡婦年金なり母子年金というのがあるわけでございますが、これもやはりそういう福祉年金でございます。ところが、先ほどから申し上げているように、福祉の面もありまうけれども、あくまで政策年金にウェイトをかけているわけでございます。そして、そういう面において、福祉年金的な、いわゆる御主人が亡くなったときにその遺族がもらい得るという考え方の年金の支給というものは大変むずかしい、私はこう考えているわけでございます。ただ、たまたま衆議院のこの間の委員会の審議におきまして、たしか社会党の芳賀先生からではなかったかと思いますが、それはわかつたけれども、いわゆる経営移転年金をもらえ六十歳から六十四歳までに死んだときに、本人がもらっておつたのが死んだときに、途端にそれがなくなつて困るんじゃないかという御質問がございましたので、いわゆる経営移転年金をもらええる権利についてはそこで消滅するという問題はちよつと私もお気の毒な感じがいたしますので、これについてはひとつ今後検討をさせていただきます。

○村沢牧君 御承知のように、来年、再計算期を迎えておるわけでありまうけれども、それまでに、いま私が申し上げた主婦の年金加入の問題、遺族年金もすべての年金と同じようにせよというのには困難な問題があるという答弁だったですけれども、そのことは理解できるとしても、何かやっぱり農業者年金の制度として取り入れていく、ひとつ来年までに積極的に前向きに検討し、一定の方向を出してもらいたいというふうに思ふんです。どうでしょうか。

○國務大臣(武藤嘉文君) 私のいま申し上げたように、経営移転年金をもらえ六十から六十四歳の間に、万が一お亡くなりになったときに、その残った分の権利をどうこうしてくれという話については、一遍検討してみたいということをお約束をいたしておりますので、検討させていただきます。なるべく結論を来年の財政再計算期までに出来るように努力をさせていただきます。

○村沢牧君 主婦年金についてもですね。○國務大臣(武藤嘉文君) 主婦年金は、先ほど申し上げておりましたように、これはもう大変むずかしい、制度的にもむずかしいのでございまして、先ほど申し上げたように、権利関係はつきりしていただければ、私も、その奥さんだつていいと、こう申し上げておるわけでございますので、そういう点でありまして、権利関係は御主人の方に残つたまま奥さんに出せというの、これはもう正直申し上げてむずかしい問題でございます。この答えが、いまの政策年金の、この年金制度そのものの目的と申しますか、制度そのものを変えないことには、私はそれはもう困難であると、こう思っております。

○村沢牧君 その問題ばかりやっておると時間がかりまうから、次に進みますが、次は、老齢年金ですね。先ほど来指摘をしておりますように、本法は、その第一条において、「農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、」

というふうに規定をしておるわけです。しかし大臣、現在の制度によつて算定される農業者老齢年金は、この目的を達成するにほど遠い水準だと言わなければならぬと思ひますが、大臣はどういう見解を持っていますか。

○國務大臣(武藤嘉文君) やはりどうも同じ答弁になりますけれども、経営移転年金という政策年金の方にウェイトを置いておりますので、農業者老齢年金はある程度福祉的な性格を持つておると思ふのでございまして、これについては、思い切つてこれを増額をするということはこの中では大変むずかしいのではないかと。やはりそういう点は、国民年金と合わせた中でひとつ福祉関係はお考えをいただかなきゃならないのではないかと、こう考えておるわけでございます。

○村沢牧君 農業者年金の老齢年金は国民年金の付加年金であるから、なかなかむずかしい、低くともやむを得ないというような答弁ですけれども、しかし、老齢年金の上積みによつて財源というのには保険者の積み立てたものですね。すなわち、六百五十円掛ける保険料納付月数掛ける改定率、こういう支給率の仕組みは、掛金とそれに運用利息をプラスした額を取り崩して受給者に交付するということ、こういう仕組みであつて、国庫がほとんどめんどうを見ておらない。

そこで伺いますけれども、第一点は、やむを得ず経営移転ができなかつた者の六十五歳以降に受給をする老齢年金の額が、保険料に比べて必ずしもメリツトがないではないか。

第二点として、同じ額の保険料の納付をしておるにもかかわらず、経営移転した者としなかつた者の年金受給額の格差が余りに大き過ぎるではないか。

第三点としては、農業者年金という同じ年金法の中にあって、経営移転に要する額の三分の一がこの法律によつて国庫負担だと。しかし老齢年金の給付に要する額については国庫負担がない。この矛盾はどういうふうに考えますか。

○政府委員(杉山克己君) 保険料が支払われる、

それに対して老齢年金はメリットがないのではな
いかという御趣旨でございますが、これは老齢年
金、何歳まで生きて、その受給期間がどのくらい
になるかというふうなことでございまして、一般
的計算が違つてまいります。しかしながら、一般
的には、平均余命が六十歳以後大体十五、六年か
ら二十年くらいはあるというふうな考えられるわ
けでございます。そこで、一応十六年間、六十五
歳以降老齢年金が受けられるというふうな考えま
すというところ、保険料は、掛金の期間が五年間であ
るとしますと、六万三千元でございます。これに
対して、その十六年間受給される老齢年金の額は
六十二万七千円と、大体十倍くらいにはなるわけ
でございます。受給期間がごく短くて亡くなると
いうような方はそうはいかないわけでございます
が、一般的にはかなりメリットがある金額ではな
いか。これが保険料を掛けた期間が長くなりまし
と、保険料の負担も大きくなりますが、年金の額
も大きくなる。保険料を十年納められたとします
と、その期間中の保険料総額は二十七万四千
円、それに対して六十五歳以降の老齢年金の十
六年間の受給総額は八十三万六千円というよう
なことになるわけでございます。

それから格差の問題でございますが、これはや
はり経営移譲という事柄に対して経営移譲年金が
交付されるのだというところでございますので、そ
の格差が生ずるのは、これは性格上やむを得ない
のではないかと私も思うわけでございます。
それから国庫負担の問題でございますが、これ
は一般に、老齢年金支給については国庫負担は行
わないというところになっておるわけでございます
。ただ、私もその農業者年金の仕組みの中に
おきましては、これはどの掛金というふうな、ど
の保険料というふうな特定してはおりませんが、
総体的に一般的に保険料を納める時点、徴収時点
での国庫負担をほかの年金とは別な形で三分の一
負担しておるというところがあるわけございま
す。

○村沢牧君 年金法という国の法律の中にあつて

も国庫負担がない、これは民間の保険会社の保険
と同じことになるわけですね。

老齢年金は五十六年の二月、来年から支給が開
始されるわけなんです。農業者年金制度が始ま
ってから、十年掛けて、来年二月、老齢年金受給者
の第一回の年金額は幾らになりますか、数字だけ
で結構です。

○政府委員(杉山克己君) 初めに、先ほど私の答
弁の中で、国庫負担の点若干不十分でございま
したので、もう少し補足して申し上げてござい
ます。もう一つ、国民年金の方では老齢年金に
する国庫負担がある、それに対して農業者年金で
なせないのか、この格差の問題はどうかというこ
とでございますが、これは老齢年金の場合、国民
年金の場合、自営業者一般については、農業者も
同様に国庫負担が行われるというところでバラン
スが保たれておるわけでございます。これを農業者
年金の老齢年金についてさらに国庫負担を行うと
いうことになりまして、これはそういうバ
ランスが崩れるという問題もござい
ます。それから先ほど申し上げたことになるわけ
でございます。

○村沢牧君 局長、答弁中ですが、質問に答
えてください、大臣の時間もあるようですから。

○政府委員(杉山克己君) わかりました。
そういうことで、給付については、バランス上
国庫負担がないということをお願いしたわけ
でございます。

それから五十六年に初めて支給される老齢年金
の額は、らになるかということでございますが、
老齢年金は五十六年二月から支給が開始されま
す。二月に受給するのは大正五年一月二日から二
月一日生まれまでの者で、その老齢年金の月額
は四千八百円となる見込みでございます。

○村沢牧君 来年二月から老齢年金を支給される
けれども、十年掛けて四千八百円。大臣、いまの
経済情勢でもってこれが年金と言えらる額でし
ょうかね。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 五年だけでございま

から四千八百円ですが、十年になれば八千二百十
七円、十五年になれば一万二千三百二十五円とい
うことで、これはやっぱり保険だものございま
すから、保険というものは、やはりある程度掛け
なければ結果的により多くもらえるし、掛けるの
が少なければなかなかもらえないと、こういう仕組
みになっておるものでございまして、金銭的に
はそういうことになっておると思ひます。しか
も、先ほど局長から補足的に答弁がございました
ように、拠出時に、いわゆる保険を掛けるときに
国庫補助があるわけでございます。当然その国
庫補助というものは、そういう意味からいけばこ
の農業者老齢年金の分も含めて、こう考えるべ
きだと私は思ふわけでございます。不十分では
あろうかと思ひますけれども、そういう年金で、
拠出時に、保険を掛けるときに国庫補助をして
いるのはたしかこの年金だけだと私は承知いたし
ておりますので、そういう点では、十分ではないか
もしれませんが、ある程度の手当はさして
いただいておりますのではないかと、こう考えてお
るわけでございます。

○村沢牧君 私ども社会党は、この老齢年金の額
がきわめて低い、それから必要な財源はやっぱり
国庫負担をすべきだということを毎回主張し、修
正案も出してきておるわけなんですけれども、同
時にこの国会の委員会においても、衆参両院を通
じて農林水産委員会、農業者の老後の安定的な
生活が維持できるように、年金給付の開始時まで
に速やかに給付額の引き上げに努めるべきだと、
こういう付帯決議をずっと続けてきておるのだ
すね。これに対して、一体農林水産省当局はどの
うりに検討しておるのか。来年の再計算時におい
て何らかの措置を講ずるのか。ともかく衆参両院
とも野党一致で指摘している問題でありますか
ら、これはひとつ前向きな答弁をお願いしたいん
です。

○政府委員(杉山克己君) 附帯決議は、老齢年金
の問題だけでなく、幾つかちようだいておるわ
けでございます。これらの問題については、それ

ぞれ部内におきましても検討もいたしております
し、それから、農業者保険の制度研究会におきま
して研究も続けておるわけでございますが、なか
な制度の根幹にかかわる重要な問題であるとい
うようなことで、まだはっきりした結論は得てお
りません。ただ、困難な問題であるということ
で、たくさん議論をちやうだいたして、いる段階
でございます。

○村沢牧君 大臣の時間があるようですから、大
臣に聞きたいことだけ最初に質問しておきますけ
れども、まず保険料ですね。後ほどお聞きしま
すけれども、農業者年金基金の財政状況も決して容
易なものではないというふうに思ふんです。した
がって、五十六年度の財政再計算期においてはか
なりの保険料を上げなければならぬのではない
かという憂慮される面もあるわけですね。しかし、
保険の加入者の状況等を見るならば、保険料はそ
んな急激に上げるべきではない。保険料を余り上
げないとすると、大臣も先ほど言われたよう
に、この年金は、出口も入り口も国庫補助に誘導
されておるわけですね。一体この国庫補助を今後
どういうふうにつけていくか、このことが一番大
きな問題でありますけれども、その点について、
今後における大臣の見解を聞いておきたいと思
います。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 確かにいまの状況を見
ておりますと、ある程度保険料を、財政再計算を
来年やつて五十七年一月からと、こういうこと
になっておりますが、どうも保険料を上げざるを得
ないのではないかと、これは十分予測されるわ
けでございます。

そこで、それに対して国庫補助の問題はどう
かと、こういうことでございますが、先ほど申し
上げておりましたように、そういう保険料を掛ける
という拠出時に国庫補助がなされておるとい
うのは、年金だけでございまして、そういう点にお
いては、金銭的と言ひよりは、制度的には手厚い
制度だと私は思ふのでございまして、そこで、特
にいまのような国の財政状況からいたしまして、な

かなが国庫から、国庫負担をもっとより多くしろ
ということは、議論は当然しなやならぬかと思
つておりますけれども、大変むずかしい問題では
ないかと、こう私は受けとめておるわけでござい
ます。

○委員(青井政美君) 武蔵農林水産大臣は、予
算委員会御出席でございまして、御退席いただ
いて結構でございまして。

○村沢牧君 大臣は二十五分までいいというわけ
じゃなかったですか。

○委員(青井政美君) 十五分。

○村沢牧君 十五分ですか。

○委員(青井政美君) 何か向こうが早くなった
ので……。

○村沢牧君 理事会の決定は二十五分だったよう
に聞いたんですが、委員長。

○委員(青井政美君) 後から委員会からの要求
がございまして、十分早く予算委員会から御出席
を……。

○村沢牧君 ああそうですか。わかりました。

○委員(青井政美君) いや、そこへ、あなたの
ところにメモを持っていったんです。

○村沢牧君 私、見ていませんよ。

○委員(青井政美君) 委員長、お伺いしますが、常任委員会——予算
委員会も大事ですが、担当大臣としてはどちらを
優先すべきだというふうに、委員長はどのように
お考えになりますか。

○委員(青井政美君) 私は、やはり予算委員会
が国会の場合においては優先すべきものじゃない
かという考え方を持っております。したがって、
予算委員会からの出席要求が二十五分という御要
請でございまして、二十五分にしておつた。た
だ、十分間早く、向こうの審議の経過があるの
で、大臣の出席要求があるということ……。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(青井政美君) 速記を起して。

○村沢牧君 次は物価スライドについてでありま
すが、農業者年金の年金給付の改定率は、昭和五

十四年度の全国消費者物価指数の平均上昇率に見
合つたものとされているわけでありまして。現在の
ところ、年度の途中でありますから、五十四年度
の物価上昇率がどの程度になるかということとは明
らかでないわけでありまして、この法律
の提出時においてはほぼ四・七%程度になるの
ではないかというふうに見込まれてたというふう
に聞いております。しかし、三月におけるかなり
の激しい消費者物価の上昇によって、当初の見込
みを上回るとは必至の情勢にあるというふう
に思うんですけれども、現段階における予想はど
うなんでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) 確かに最近の物価の上
昇は、ある程度従来予想しておつたより大きく出
てきておるのではないかとというふうな観測もござ
いまして、これにつきましてもまだ正式な経済企
画庁の数字が出されておられません。私、この席で
具体的な数字を申し上げるのは、大衆権限を越え
るような話でございまして、そこは控えさして
いただきますが、ただスライドの考え方は、私ど
も年間の実際に出来たところの上昇率をとるとい
うことで、確かにこの法案を出した時点での見通し
は上昇率四・七%でございまして、実績がそれ
より年間を通じて上がりますならば、その改ま
つた数字を採用するという考え方でござい
ます。

〔委員長退席、理事片山正英君着席〕

○村沢牧君 五十四年度の消費者物価の上昇率
は、政府の見通しの六・四%を上回ることには私は
避けられない情勢だというふうに思うんですね。
ところが、農業者年金は年金給付額が低いとい
うこと、あわせて物価スライドが一年後追いつい
る、こういう中から、今度の法改正による物価ス
ライドはきわめて厳しいものがある、こういうふ
うに断定せざるを得ないと思うんです。ほかの年
金と比較することは無理としても、国民年金は再
計算によって七月から七%スライドされるん
です。こういう現実の中から、国民年金の額が改定
をされた月分以後、すなわち七月からスライドさ

せるんではなくて、もっとさかのぼって本年度に
限っては給付額を引き上げていく、こういう提案
をすべきだというふうに思うんです。あるいは、
国民年金に支給開始月を合わせるならばアップ率
も国民年金に合わせたらどうか、こういう意見も
出てくるんですけれども、その辺はどういうふう
に考えますか。

○政府委員(杉山克己君) 支給時期の問題はまさ
に横並びの問題でございまして、年金一般が七月
ということならば、農業者年金も七月ということ
で考えざるを得ない、それに合わすということ
でございまして。

ただ、その年金の上昇率について何を基準にと
るべきかということになりますと、御承知
のように国民年金は五十四年度に財政再計算を行
い、いま五十五年度の給付額をそれに基づいて引
き上げるということをいたすことになっておりま
すが、農業者年金の場合は財政再計算は五十五年
度に行うということにいたしておりました、まだ
それを行っていません。しかし、行っていない
からといって引き上げないというわけにはいかな
いということ、私ども、むしろ物価スライドとい
うことから言えば、五%を物価上昇率が下回る
場合は引き上げる必要があるのかないのかという
議論があつたところでございまして、バランスを
考えて引き上げるべきである。ただ、その場合の
上昇率は、ほかの年金のように財政再計算という
ような明確な算定の根拠があるわけではございま
せんので、物価上昇率をそのままということ
にいたしましたわけでございまして。事情はさうい
うことでございまして、今年については確かに国民
年金の上昇率と差を生じますが、これはやむを得
ないことということで御理解いただきたいと存じ
ます。

○村沢牧君 今回の法律改正について、国民年金
の老齢年金の額が改定される月分以後、特別に
年金給付の額の引き上げを行う、こういうふう
に提案をいたしますね。ここで「特別に」と言っ
ていることは、国民年金が財政再計算に当たって

るために国民年金法に準じて農業者年金のスライ
ドをすることができないから特別にやるという意
味なのか。それとも、五%に満たない改定である
から「特別に」というふうに言っているんですか、
どういう解釈なんですか。

○政府委員(杉山克己君) 財政再計算を行って
いまして、それに基づいて引き上げは行い得な
い。したがって、国民年金に自動的にスライ
ドさせるといふことには、スライドといひます
か、横並びさせるといふわけにはいかない。しか
し、上げないわけにはいかない、バランスを考え
たらやはり上げるべきではないか。しかしその場
合、従来のルールからいいたすというところ、物
価上昇率年度間五%を下回る場合は一般に上げら
れない。しかし、今回はその点は特別に農業者年
金についても上げることをいたしたいというよう
に見込まれるけれども、ということをして「特別に」と
いうことで表現したわけでございまして。

○村沢牧君 国民年金に準ずることができないか
ら特別に措置をしたということ、それはわか
りますけれども、それでは今後とも、物価指数が
基準年度の百分の百を超えた場合には、たとえそ
のことが五%に満たなくとも特別に今後とも上げ
ていくのか、その点はどうなんですか。

○政府委員(杉山克己君) この五%の論議の問題
は、これは年金制度一般の中で取り扱ひが決めら
れるべきだと存じます。その意味では、今回の私
どもの提案いたしております法律はまさに今年度
の特例と、今回限りということと考えておりま
す。ただ、一般的に、今後五%を下回った場合ど
うするかというところは、これは厚生省とも御相談
してそのバランスの中で取り扱ひていくべきだと
いうふうに考えております。

○村沢牧君 次は、離農給付金について聞きます
けれども、離農給付金はこの制度が発足してから
五十四年度末までに合計して二万二千八百六十
四件、約百五十億円の給付金が支給されておるわ
けです。基金にお金をしますけれども、農林年金

の基金にお金をしますけれども、農林年金

○村沢牧君　それらの考え方が、先ほど私が指摘をしたように、最近の構造政策のあり方の、農地を流動化さしていくんだ、そしてこれは所有権を伴わず貸し借りでやっていくんだと、こういう法律を出すわけですね。それらと関連をして、いま

までのような解釈でいいのかどうか、あるいはこういうふうな制限をしていいのかどうか、その辺を局長はどういうふうに考えますか。

○政府委員(杉山克己君) 先ほどもお答えいたしましたように、所有権だけでなく、十年以上の賃貸借という形のものも認めることにしておるわけでございます。私ども、ただ経営移譲の相手方、できるだけ集中して、そして専業農家の規模拡大に資するように持っていきたいというのを考えておるわけでございますが、運用上、特段の支障はないだろうと考えておりますし、まあそういうことで、農家の方にも御協力願いたいというふうに考えておるわけでございます。

○村沢牧君 受け手をしぼるということ、局長はいまの農業の構造をどういうふうに見ているかというところで、専業農家が減少をしていく、いわゆる皆さん方が期待をしている中核農家も全農家数の二三%程度、これも年々減少してくるわけですね。こういう中からこの離農給付金をどういうふうな誘導していこうとするのか、この辺はどうなんですか。

○政府委員(杉山克己君) 日本の農業経営は、申し上げるまでもなく零細小規模なものが多くいってございます。この規模の拡大というのを考えていきます場合、やはり後を継承する担い手、これは数がある程度減っていくという事は、むしろある意味で合理化といえますが、農業経営の安定を図る上で、生産性を上げる上で意味ある望ましい方向というふうにも考えられるわけでございます。その意味で、これは社会的経済的な一般条件の推移に伴ってございしますが、専業農家あるいは中核農家の数が減っていくことは、これは私はいくつか否定すべきことではないというふうに考へるわけでございます。そういうえり抜かれたといえますか、残る選ばれた農家に対してできるだけ農業を離れていく人たちの農地を集積していき、そういう意味でこの年金はほかの政策とも相まって規模拡大、農地流動化に貢献し得るものと

考えております。

○村沢牧君 局長は、農地法改正等についても局長のところで取り扱うのだというふうに思いますが、けれども、農地法を改正しよう、流動化を促進しようとする一面の考え方といまおっしゃることと非常に矛盾があるんですね。農家が減っていくのはやむを得ない、あるいは中核農家が減るのもこれも近代化に役立っていくんだというふうなことで、すけれども、中核農家が減っていくのはやむを得ない、そういう見方でおるんですか。じゃだれが農業を担当していくんですか、あなた。基本的な問題ですからとばかり答弁してくださいます。

○政府委員(杉山克己君) おっしゃられるように、優良な中核農家を本当に必要な数だけ確保しなければならぬという、これは当然考えなければならぬ問題でございします。ただ、どの程度の水準がいいのか、いまより減っては絶対まずいのかという条件になりますと、これは一つは社会的経済的な条件で減るという事態もございしますが、農業経営の立場から見ても、いまより減ったら絶対困ると、絶対それが悪いことだというわけでは私はないと思ひます。ただ、はっきり言えというふうな言われましたが、いまその意味では農産物の需要と生産の長期見通し、そのほかのビジョンの設定を農林水産省といたしましては農政審議会にもお諮りして急いでいるところでございします。そういう将来の中核農家のあり方、またその規模——規模といひますのは、経営規模というよりはむしろ人数等も含めて全体の規模、それはどの水準に設定すべきかという点についてはなお検討を続ける必要があろうかと考えております。

○村沢牧君 中核農家がどの程度の水準なら妥当だということについては、局長の認識と私はかみ合わないんですが、これは後日また別な法案が出たときにじっくり討論をしたいというふうに思うんです。

そこで、離農給付金を延長するからにはその内容の充実改善が図られてこなければならぬわけでありまして、同時に、先ほど来指摘をしておりますように、中核農家を育成していくという政策目的にも合ったものでなくてはならないと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) 農地制度の改正を今回改めてお願いするということにいたしました。そのねらいといひますか、考え方と農業者年金の意図しておりますところ、これはもちろん密接に関連いたしております。ただ、制度そのものとしてこれが直接関係づけられておるわけではございしません。その意味では、先生のおっしゃられたような趣旨を実現していくのは、現行制度なり、現行の予算なり、行政の体系の中でそういう趣旨にかなうような運営を図っていくということであろうかと存じます。その意味では、農用地利用増進法というところで計画に基づいて農地の提供が図られる場合、そういう事業を推進するたために、出し手と受け手を結びつけるような活動が市町村等にお願ひする。さらに、そういう活動が実現した場合には、実現したケースに対して奨励金を交付するといったような形で、市町村や当の権利の移動のあった方たちに予算的な助成をするというふうなことで側面的な対策はとっているわけでございします。そのほか、農林水産省のあらゆる行政、やはりそういう大きな農地流動化に資するということに向けて効果あるようば、総合性をもってこれが運営されていかなければならぬというふうに考えておるわけでござい

ます。

○村沢牧君 構造改善局長、何回か指摘をしておりますが、農水省の中における一つの構造政策の考え方、従来と変わってきた面がある。したがって、農業者年金といわず、その他の農業に關係する法律なんかについても、現行制度の中で合せて、思い切ったやっばり現行制度の改定をしていくんだと、そういう一つ前向きな取り組みを私はこれは要請しておきます。

それから、先ほど保険料について大臣に聞いたわけでありまして、今回の物価スライドと保険料との関係についてでありますけれども、まず一つは、五十五年の一月以降の保険料は幾らになり、前年と比べて幾ら上がっているのかということ。二つ目には、今回の改正によって五十六年一月以降の保険料はどのくらいになるのか。それから第三点として、これらの保険料の値上げあるいは給付額の物価スライド等々と関連をして、財政収支の現状と今後の見通しについて、これもひとつ財政問題については基金の方からも答弁をお願いいたします。

○政府委員(杉山克己君) まず前段の御質問でございしますが、年金額の改定が行われた場合には、保険料につきましても法の規定によつて所要の調整を行うこととされております。具体的には、年金額の引き上げ率に見合った率、この際は四・七%を見込んでおるわけでございしますが、これを昭和五十六年一月以降引き上げることになり、額は、一般保険料につきましては三千九百七十円が四千五百十円、それから特定保険料が二千八百三十円が二千九百六十円というふうに見込まれるわけでございします。

○村沢牧君 五十五年一月の保険料は答弁ありません。

○政府委員(杉山克己君) 五十五年一月までは、いま申し上げました三千九百七十円が保険料ということになるわけでございします。

それから、年金財政の現状でございしますが、足

りないところはまた基金の方から補足して御説明申し上げるかと存じますが、御存じのように、年金制度全般の問題でございますが、遠い将来にわたりまして必要となる年金の給付が確実に行えるように、必要な収入を確保するいわゆる完全積立方式というものを現在この農業者年金はとっているわけでございます。こういう観点から収支を、財政的な問題を検討して見ますという、従来年金の物価スライド引き上げを行いましたけれども、五十二年度からこれは三回にわたって行ったのでございますが、これに見合つての保険料の引き上げが時期的におくれたと、タイムラグがございます。そういうことによつて積立不足が生じた、またさらに、経営移譲年金の受給者が当初の予想を上回つて多く出た、こういう関係からやはり積立不足が出たということがございます。

そういう積立不足をカバーするためには、これは五十四年に料金改定で一部カバーし得たのでございますが、なおさらに相当の保険料の引き上げが必要となるのではないかとこのように見られます。金額的に申し上げますと、五十二年決算でも約二千億の積立不足がございましたが、これはその後七億ほど解消されました、現在千三百億程度のなお積立不足があるというような収支の状況でございます。

○参考人(内村良君) 年金財政の問題につきましては、ただいま構造改善局長から御答弁があつたわけでございますが、なお詳細ちよつと申し上げますと、現在の年金財政は完全積立方式でやっております。それで五年ごとに再計算することになつておりまして、次期の計算は五十七年一月までにはやらなければならない、こういうふうな状況でございます。

で、五十二年に再計算したわけでございますが、今後のいろいろな問題を申し上げますと、第一には、当初見込んだ被保険者の数の増加が見られない。この点につきましては、先生から御指摘がございましたように、われわれもいたしましては、一層加入努力をしてやらなきゃならぬわけ

でございます。努力しておるわけでございますが、そういう問題が一つございます。それから、経営移譲の要件緩和に伴ひまして、経営移譲年金の受給権者が当初の見込みを大幅に上回つていける。これは、御案内のように、五十二年改正によりまして使用収益権による経営移譲を認めたとわけてございます。その結果、見込んでおりました経営移譲率よりもかなり大幅に経営移譲がふえているということ、すなわち受給者がふえているというフアクターがございます。それから、五十年で以降年金給付に物価スライド制がとられたということがございまして、これらの点から、現在、今後の年金収支というのは非常に財政上いろいろな問題があるわけでございます。

で、きわめて端的に申し上げますと、現在私どもは三千数百億の積立金を持つております。そこで、現在のまま保険料を上げないといふことでいきましたら、大体大ざっぱに申しまして、昭和五十年代はそう困ることはない。給付に困ることはない。大体五十九年ぐらゐに積立金が最高になりまして五百億ぐらゐになるような計算になっております。それが急速に下がりまして、全然保険料を上げなければ六十四年ぐらゐで積立金がゼロになるというおそれがあるといふことになつておりまして、いずれにいたしましても、保険料を今後上げなければならぬといふ問題がござい

す。ただ、私どもとして考慮しなければなりませんのは、現在農家は国民年金の保険料を払い、さらに私どもの年金の保険料を払つていただいております。わけでございます。国民年金の保険料も今後上がるの見通しになつておりますし、さらに私どもの保険料が相当大幅に上がっていくといふことでございまして、農家負担の限界、まあこの種の社会保障的な経費についての程度の負担が合理的であるかといふことはまだはっきりした結論が出ておりませんし、私どもその辺に関心をもちまして熱心に検討しておりますけれどもわかりません。しかし、いずれにしても限度がござい

そこで、そういった事態をどういうふうにして救済していくか。要するに年金制度でございまして、この制度は永久に続けなければいけない性質の仕事であることは当然でございます。したがうして、そういった事態について対処する方式をいたしましては、まだ役所の方でも御検討中だと思ひますけれども、まず財政の計算方式をどうするかという問題が一つございます。それから国庫負担をどうするか、それからその他の制度的な手直しをするかどうかといふようなやり方があるわけでございますが、この辺のところにつきましては、農林水産省、厚生省の方でいろいろ御検討になると思ひます。私どもいたしまして、現実に年金を運営している経験からいろいろ御意見は出そうとは思つたんですけれども、一番心配しておりますのは、やはり農家負担の限界がどこにあるかといふことについて明確なる結論をなるべく早く出していただいて問題を考えるべきではないかといふふうに思つております。

○村沢牧君 いま基金の理事長から答弁があつたように、年金財政も将来大変憂慮すべき事態が来ることはこれは必至だといふふうに思ひます。そこで、私は先ほど大臣に指摘をしたんですが、国庫負担をさらに上げなければならぬといふことは大臣に指摘をいたしました。

そこで、積立方式なんですけれども、先ほど完全積立方式だといふことを主張されておるんですけれども、農業者年金の場合において修正積立方式はとることはできないのかどうか。あくまで完全積立方式をずっと踏襲していかなければならぬと持たぬのか。

○政府委員(杉山克己君) 先ほど来御議論ありますように、一面で給付の改善を図りたい。それから保険料は上がるにしても農家負担には限界がある。国庫負担も、ほかの年金とのバランス等を考える。国の財政事情を考えると、なかなかこれも増額したい。そういう中で完全積立方式を貫くことができるかどうかといふことになると、正直に申し上げまして大変むずかしい問題がござい

ただ、私どもいたしまして、農業者年金は加入者の年齢構成がほかの年金に比べて高うございまして、それから将来加入者が減少するといふような見通しが現在残念ながらあるわけでございまして。そういうことをいろいろ考へて年金財政を健全に運営していくといふことであります。何とか完全積立の原則を堅持したいといふふうにも考へるわけでございます。いま申し上げましたような各各種の問題そのまゝ連立方程式をどう解くかといふことで、まさにこれから財政再計算の中で検討させていただくといふことかと考へております。

○村沢牧君 基金の業務内容について二、三伺つておきます。基金は農地の買い入れ、売り渡し事業を行つておるわけでありますけれども、しかし、いままでの実績を見ると、四十六年から五十三年度まで買い入れ実績はわずかに四千八百五十六ヘクタール、売り渡し実績は三千九百三十三ヘクタールですね。これは八年間に一度平均五百一十一ヘクタールですね。それからその売り渡し実績は四百九十二ヘクタール、こういう数字ですね。こういう実績の中から、これは目標に照らしてこの程度でいいのかどうかといふことが一点。

それから、基金は農地受得資金の貸付業務を行つておるわけでありますけれども、これは年利三%といふことで、償還期限は三十年、大変魅力のある資金ですね。しかし、昭和五十三年度の貸し付けの対象になつた農地等の面積ですね、これは前年度よりかなり下回つてきておる。従来は千ヘクタール以上が対象になつていたわけですから減つたのは、だんだん減つてきたんですね。この減つてきたのは、一体その資金量が不足になつたから減つてきたのか、それとも希望者が減少したから減つたのか、このことですね。

それから関連をして、御承知のように最近の金融政策はインフレ回避と為替レートの維持のために高金利政策がずっと採用されておる、公定歩合も間もなく一〇%にも達するんではないかと言われているんでありますけれども、このような背景のもと

で三％というこの資金、これは維持できるのかどうか。私は維持すべきだというふうに思ふんですけれども、その三点について基金の見解をお聞きをしたいというふうに思ふます。

○参考人(内村良英君) ただいまの御質問に御答弁申し上げます前に、さっきの私の答弁でちよつと数字が間違つておりましたので訂正させていただきます。五十九年度に積立金が五百億と言つたのでございますが、五千億の間違ひでございますので、そこは訂正させていただきます。

それからまず第一に、買い入れ、売り渡しは非常に少ないんじゃないかという事でございまして、この点につきましては、先生御案内のように、この買い入れ、売り渡し業務は大部分北海道で行われておまして、今日まで内地でございましては山形、福島、福井、愛媛、熊本、五県のみでございます。なぜそんなに少ないのかということでございますが、何と申しましてやはり売

る人がいない。要するに北海道と華家離村というふうなことがございまして、比較的農地が動いているわけでございますが、内地では御案内のようにもうほとんど農地は動かない……

○川村清一君 内地とは何だ、内地とは、北海道は外地か。

○参考人(内村良英君) いや、ちよつと北海道とその他という意味で申し上げたわけでございますし、別に他意はございません。

ということ、非常に農地の動きがないというところから、私どもの買い入れ、売り渡しが少ないわけでございます。

それから次に、資金がなくて融資ができないのかということでございますが、資金はございまして、去年の実績でも、大体予定いたしました資金枠に對しまして六五％ぐらゐの実績でございますから、金がないわけではございません。これもやはり農地に対するそういう需要がないというところから起つていゝと思ふます。

いきなり、こう思つております。

○村沢牧君 最後は、理事長、資金の問題について。これは農家にとっては利用すればいい資金だと思ふんです。そういう面では皆さん方の上部にあるいは末端における取扱団体においてもPR不足、このことも否定できないと思ふんです。やっぱり宣伝も必要だと思ふんです。そのことは一つ要請をしておきます。

それから、農林省に要請しておきますけれども、三％のやつぱり金利は維持すべきだと、もしいろいろな形でもって維持できないとするならば、政府でもつていわゆる金利負担ですか、利子補給と申しますか、これらについても積極的に考えるべきだ、これは一つ要請です。

それで、最後に基金の業務委託事業についてお聞きをしますけれども、農林年金の末端業務は、農業委員会や農協に委託をされておるわけでありまうけれども、最近、加入促進だとか、あるいはいろいろな形で事業量がふえてきているわけですね。今後さらに老齢年金等も支給開始になってくればふえるわけですね。ところが、これに比べて農協あるいは農業委員会の担当する職員が大変なんです。忙しな仕事であるけれども、それに見合う委託料が少いという事。したがって、これが超過負担になっておる、あるいは委託団体に大変に迷惑をかけているだけでなくて、事業の促進にも支障を来しておる。したがって、こうした現状の中から、やはり専任職員を設置するなり委託費をもつと大幅にふやすべきだ、これは基金に要求しても政府がそれをやらなければならぬかなんかでないこととすけれども、そのように考えますけれども、五十五年度はどういうふうに対処しようとするのか。そのことを一点お聞きをしたいし、五十五年度の皆さんの対処の仕方によつて、一農業委員会あるいは農協当たりはどのくらい委託費がふえてくるのか。そのことですね。こうした委託費の問題も含めて、今後の基金の業務推進体制をどのように改善して体制整備を図つていかなければならぬとお考えになっておりますか。

○参考人(内村良英君) 農業者年金基金といたしましては、ことしの十月で十年になるわけでございます。この十年間こまめに年金業務が伸びてきていた背景には、実際に業務を担当していただいている農業委員会あるいは農協の職員の方々の努力に負うところが非常に多いわけでございます。そこで、私どももいたしましては、できるだけ委託費をたくさん出したいということで主務省にお願ひしているわけでございます。この点につきましては、主務省の方もよくわかつていただきて、かなり努力していただいております。そこで、五十五年度につきましては、この種の経費の中では私は農業者年金の委託費が一番伸びているのではないかと。ほかの分野については必ずしも詳細承知しておりませんけれども、大体七％ぐらゐ、国の予算の伸び率に比べて非常に伸びているという事で、なお今後一層委託費の増額には努めなければならないというふうに思つております。

それから、将来どうするか、いまのままの体制でいくのかということでございますけれども、この種の事業の性質として農業委員会と農協でやっていたのが一番いいと思つております。したがって、この体制を続けていくのがいいと思ひますけれども、非常に大きな市町村になりますと、かなり事務量がふえているというところがございます。そういうところにつきましては、将来の問題として、やはりできれば専任職員を置くというふうなところまでやっていた方がいいと思ひますけれども、これも国の財政が絡んでくる問題でございます。なかなかむづかしい問題があることは私もよく承知しております。その中で極力業務体制を整備するように一層努力したいというふうに思つておるわけでございます。

○村沢牧君 答弁漏れ一つ。理事長、委託費が七％伸びているという答弁があったわけですが、私に質問した一つは、伸びた委託費が一農協なり一農業委員会当たりするとどのくらい前年と比べて伸びており、そして今年度はどうかという事です。わかつておつたら答弁願ひたい。

○参考人(内村良英君) 五十五年度の計画でございますけれども、農協に対する委託費は大体六・七％の伸び、農業委員会に対する委託費は九％の伸びと、こういうふうに予定しております。

○村沢牧君 時間ですから、終わります。

○委員長(青井政義君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時開会することといたしましたので、休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(青井政義君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○初村浩一郎君 私は、質問に入る前に、先般長崎県志岐郡の勝本町でイルカ騒動事件がありましたね、御存じと思いますが、これは、長崎地方裁判所で、悪質事件だということで米国人のハワイ州環境保護運動家でデクスター・ロンドン・ケートという三十六歳の壮年を起訴したわけですが、これに關係して、政府としてはどのような見解を持ち処置をされたのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(今村宣夫君) 長崎県の漁民の方々が漁場に來遊しますイルカのために、ブリだとかイカ等の漁業に被害をこうむるために、イルカを捕獲いたしましたして処理をいたしましたわけでございますが、漁場の維持保全という観点からそういう措置をとる事情にあることは私たちとして十分承知をいたしておるところでございます。しかし、まあ外国の一部の環境団体の方々の考え方からしますと、イルカのそういう捕獲処分ということについては非常に残酷であるという事で反対をいたしておるわけでございますが、私たちはそういう漁業者の方々が被害を受けることによるイルカの捕

は十分この点御指摘の点を心にとめまして、この資金枠の拡大につきましては最善の努力を払いたいと思っております。

○初村 一 郎 君 昭和五十三年に行われた水産業に関する意識調査によると、雇われて漁業に従事している人、すなわち漁業従事者の国の施策に対する要望の中で、ずば抜けて大きな比率を示しているのが社会保障の充実であることを政府は御存じと思うほどです。これは、国の施策に対する要望を七項目ほどあらかじめ設定して、その中から漁業者が柱を三つほど選んでもらった結果が、沿岸漁業層で実に八五・八％という者が社会保障の充実を挙げておられるわけですね。また、沖合い・遠洋漁業層ですら八〇・一％を挙げておられるわけです。そうしますと、ほとんどの漁業者が社会保障を充実してくれと国に望んでおられるわけですから、そういうことは十分おわかりと思う。それから、沿岸漁業経営体や中小漁業経営体を対象とした設問には社会保障の項目がありませんので、その希望の有無はこの調査だけではわかりませんが、私が漁村を回った感じに限りでは、これらの人たちが漁業従事者と全く同じであると言いつてもいい。同じ設問を、どうして沿岸漁業経営体あるいは中小漁業経営体に対してしなかったのかと不思議に思うわけですね。また、社会保障の内容としてはどのようなものを念頭に置いて設問をされたのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○説明員(柳井昭司君) ただいまの意識調査でございますが、五十三年の八月一日現在で、沿岸漁業経営体あるいは中小・大規模漁業経営体、沿岸漁業従事者、水産加工経営体等、約一万三千を対象にいたしまして調査を実施したわけでございますが、それぞれ調査の項目の設定に当たりましたは、それぞれの経営体なりあるいは漁業従事者が最も関心が高いというふうに思われる事項に重点を置きまして調査をしたわけでございます。したがって、沿岸漁業経営体なり中小及び大規模の漁業経営体の経営主あるいはその家族にとりまして、国民年金の給付内容の改善等、社会保障の充実につきましては関心が高いというふうに思ひたいわけでございますが、それ以上に、二百海里時代を迎えまして、漁場の整備、開発とか、あるいは水産物の価格安定対策とか、あるいは漁業経営を安定させるための諸施策とか、そういうような面により関心が高いのではないかとというふうに考えまして、そういう設問をした次第でございます。

さて、国民年金の給付内容の改善等、社会保障の充実につきましては関心が高いというふうに思ひたいわけでございますが、それ以上に、二百海里時代を迎えまして、漁場の整備、開発とか、あるいは水産物の価格安定対策とか、あるいは漁業経営を安定させるための諸施策とか、そういうような面により関心が高いのではないかとというふうに考えまして、そういう設問をした次第でございます。

夏は炎天下の海、ここに七十、八十のお年寄りが一人で漁に出るというところは、やっぱり食えないからなんです。漁に出るを得ないからだと私は思ふ。日本の水産物、すなわち動物性たん白質は、このような人々たちによって生産されているというのを認識してもらいたい。こうした親やおじいさんの姿を見ているという、若い人たちは漁業を継ぐとしない、そういう気風を起させてしまつておる。それどころか、親の方から息子を漁師にしない、したくない、また、娘を漁師の嫁にしようなどという考え方がない、これが漁業と漁村の実態でございます。逆に言えば、せめて老後の保障が充実しているならば、若い優秀な人たちももう少し漁業を継ぐ気性が私は出てくると思ひます。

○初村 一 郎 君 板子一枚下は地獄という言葉が漁業の危険な労働の実態をよく私は言ひあらわしておると思うのです。海上保安白書によりまして、五十三年にわが国の周辺海域において、救助を必要とする海難に遭遇した船舶が二千三百五十七隻あるわけですね。その中で漁船が千九百一十一隻、ずば抜けて多いわけですね。これで総数の半分以上に達しておられるわけですね。このように危険の大きい割には、逆に所得というものは低くて不安定なんです。老後に備えて蓄えるゆとりのある者は少ない、雇われている人々も退職金はほとんどない、あつてもとるに足らない、こういうことが多くあるわけですね。そうして迎えられる老齢期は、一部の船員保険加入などを除いてはせいぜい国民年金しか頼れないというのが実情なんです。ところが、それだけではとても食つていけない、やむを得ず漁に出ざるを得ない、これが現状のようであります。

よくマスコミが、七十歳、八十歳のお年寄りが一人で漁に出るのを見て、漁村のお年寄りは働き者だというふうにほめたたえておるのでございますが、あれは全く一面からしか見ておられないことで、確かに漁村のお年寄りは働くことは働くんです。しかし、だれでも真冬の寒空の海あるいは真

老後保障の充実、現在中高年層が多数を占めるようになってくることから緊急に必要になってくる。と同時に、私は後継者確保の観点からも急ぐ必要がある。そうしないと、日本の漁業は早晩労働力の面から行き詰まつてしまふと思ひますが、これに対する政府の見解を伺ひます。

○国務大臣(武蔵野君) 日本の将来の水産業を考えた場合には、いま御指摘のような後継者がだんだんだんだん少なくなつてくるという点については非常に心配をいたしております。

よくマスコミが、七十歳、八十歳のお年寄りが一人で漁に出るのを見て、漁村のお年寄りは働き者だというふうにほめたたえておるのでございますが、あれは全く一面からしか見ておられないことで、確かに漁村のお年寄りは働くことは働くんです。しかし、だれでも真冬の寒空の海あるいは真

老後保障の充実、現在中高年層が多数を占めるようになってくることから緊急に必要になってくる。と同時に、私は後継者確保の観点からも急ぐ必要がある。そうしないと、日本の漁業は早晩労働力の面から行き詰まつてしまふと思ひますが、これに対する政府の見解を伺ひます。

じがいたします。この農業者年金も、あくまで経営移譲年金を主体とした、どちらかといえば農業の経営をより拡大をしていく、また後継者を確保していく、こういういわゆる農業の細分化を防ぐというのが目的でやつておる政策年金でございます。そういう点において、福祉関係はもちろん考えておりますけれども、けさほどから議論をいたしておりますように、それはどちらかというウエートは経営移譲年金にあるわけでございます。農業者老齢年金の方はどちらかといえば従の方に入つておるわけでございます。

そういう点からまいりまして、やはり国民年金の付加年金としての性格、福祉の面ではあくまで国民年金の付加的な要素を持つておると、こう考えていただきたいわけでございます。そうなつてくると、漁業者の年金についても今後考えていかなきゃならないことは当然かと思ひますけれども、どうも漁業者の国民年金に入つていただいている加入の状況なり、また、農業の経営移譲の場合と比べますと農業の経営移譲はどういう形や形でやつていくのかという点など、いろいろ検討すべき問題もまだたくさんあるわけでございますので、決して私ども今後検討しないということではございませんけれども、検討は続けてまいりますが、なかなかむずかしい問題をはらんでおるという点だけは御理解をいただきたいと思つておるわけでございます。

○初村 一 郎 君 まあ、大臣の考え方を聞いたんですが、この漁業での社会保障で最近とられた前向きな処置として、船員保険の漁業従事者に対する雇用拡大を図つたわけですね。しかし、これは五トン以上の比較的近くまで出かけていく漁船で、しかも被用者に限られておる。漁業にはこの保険の適用されない膨大な数の人たちがいるわけでございますが、この数字がちょっとわかりません。

○政府委員(今村宣夫君) 五十三年の漁業就業者は四十七万八千人でございます。このうちで漁

業経営者に使用される雇用者は十六万三千人です。いままで、これ以外の三十一万五千人は漁業経営者かあるいはその家族であるということでごさいます。そこで、雇用者に適用されます船員保険法の適用者数は十万人です。したがって、いままで、十六万三千人のうち、船員保険の資格者というものは、先生先ほどお話がありましたように五千人以上であるというふうなことがありまします。その十六万三千人のうち資格者を拾い出すと大体十二万人です。加入者十万人と九千人との差を考えると、約一万人ぐらゐの未加入者がおるといふ形になっていいます。それから、厚生年金保険法の適用者数は約八千人です。いまから、これを除きました三万六千九百人は国民保険の対象になるということでごさいます。国民年金保険の加入者数の推定は大体六九%でごさいます。その残りは国民年金にも入っていないという状況でごさいます。

○初村清一郎君 今日上程されております農業者年金制度が、昭和四十六年から発足しました。この年金は農業者と大部分の林業者にも適用されるんだということを言われております。これによつて、農業者は六十歳から六十四歳までは厚生年金並みの経営移譲年金がもらえることになりまします。そうすると、六十五歳以上は国民年金にプラス老齢年金と経営移譲年金が上積みされるということになります。

ところが私は、やっぱり同じ第一次産業でありながら、漁業者はこの恩典に浴することができない、これでいいのだろうかと思ひながら苦しめられるわけですね、その判断に。その必要性がきわめて大きいにもかかわらず、漁業者は農業者年金制度に取り込んでもらいたいという気持ち、その希望、これを持っておられるわけでありまします。もし経営移譲中心の農業者年金制度に漁業者を取り込むことが困難であるということであるならば、私はやはり可能な別の体系の制度を早急に創設してもらいたいと思ひます。いま大臣も、なかなかむずかしいのだ、考えないことはないんだとい

うふうに言われましたけれども、やっぱりこういう声が前から幾つもあつたわけですからね、それに取り組むだけのひとつ準備というか、何かをしてみよう必要があると、かように私は考えまします。現在そういうことを政府に申し入れてもなかなかちがひが明かぬものですから、しびれを切らしまして、漁業者は数年前から各地の漁協、漁連を中心に、年金貯金制度等の自主的な制度を続々とつておられるわけですね。その数は、昨年の十二月現在で一道十県、相当数の組合にいまこれは上つておられるわけですよ。これはいづれも公的制度の早期実現を期した自主運動であり、大きな盛り上がりを見せられていると思ひます。これほどまでに漁業者の老後保障に対する要望は強いということをごさいます。政府はこのような実態をつかんでおられるかどうか、お伺ひしてみたいと思ひます。

○政府委員(今村宣夫君) 各県からの報告等によりまして水産庁で把握いたしております預金年金等の実施状況でごさいます。県単位で特別な組織をつくりまして実施しているのは一県、これは長崎県でごさいます。一県でごさいます。それから北海道と山口、宮崎、静岡の一道三県で、そのほか現在検討中のものも数県あると承知をいたしております。また、御指摘のように漁協単位で実施しているケースも相当数あるということをごさいます。内容がいろいろございまして、年金方式をとっておるものもございまして、また、組合脱退時または一定年齢に達したときに一時金として支給する仕組みもございまして、

○初村清一郎君 やっぱり私は、いま長官が答弁になつたように、各県の数をあらましつかんでおるといふことではあります。これは早く国家的な立場から漁民の心情を十分つかんでやってみなければいけない、かように考えるものであります。そこで、いま長崎県の話が出ましたが、参考ま

でに私の地元の長崎県の例を見ますと、まず昭和四十九年に社団法人長崎県漁民年金貯金共済会をつくつたわけですね。現在、県が一億五千万、信漁連が一億五千万、県漁連が七千五百万、漁協が一億二千五百万、合計五億の金を出資して、これが基金の総額になっておられるわけですね。加入資格は、漁協組合員及びその家族、この方々が毎月三千円ずつ積み立てをして、二十歳から六十五歳まで掛け続けた場合に、掛金が百六十二万円、それに利息と共済金を合わせますと、合計して八百九十三万円になるそうでありまします。また、病気、災害等で漁業ができなくなったときや、漁業後継者に経営を移譲したときも給付を受けることができることになっておられるのであります。現在加入者は二万人を超えておる、これは対象組合員の実に七〇%にも及んでおると県では言うております。

このように、長崎県の例で見ましても、漁民の老後保障に対する要望はきわめて強い。だからこそ、県も、厳しい財政事情にあるにもかかわらず、多大の犠牲を払つてこれだけの出資をしておられるわけですね。また、全漁連は、現在、漁業における福祉のあり方について検討会を設けておる、それで検討を続けており、近く結論が出るようになっておると聞いております。そうなりますと、統一された全国漁協系統を挙げた運動としてこれらも取り組むことは間違いない。

長崎県の例を見ても、自主的な運動としての制度は、漁業者や漁協、あるいは県の大きな犠牲と負担の上によりやく成り立つておられるわけですね。漁業者の老後を保障することの緊急性と、それが後継者の確保にもつながり、ひいては国民の食生活の安全にもなることを考えて、政府は強力な助成をすべきだと、こういうふうには思ひますが、大臣の責任ある御答弁を求めて私の質問を終わります。

○国務大臣(武藤嘉文君) 先ほどもお答えをいたしましたように、漁業者の後継者確保という点から、漁業者の福祉政策を充実をしていかなければ

ばならないことは当然であると思ひます。ただ問題は、先ほども申し上げましたように、船員保険に入っておられるのは相当遠くへお出かけになる方だと思ひます。いま御指摘の方々は、どちらかというと沿岸漁業を中心とした方々ではなからうかと思ひます。ごさいます。そういう方々の場合は、国民年金にさへお入りになつていない方が相当いらっしゃるわけでごさいます。福祉政策を考えていく上においては、あくまでも第一義的に国民年金にお入りいただくということを私どもはもっと進めていかなければならないんではないかと考えております。それから、それに続いて、いま御指摘のように、いろいろ研究会でも御検討願つてきておられるわけでごさいますので、十分そういう検討の結果を踏まえて対処してまいりたいと思ひております。

ただ、もう一つだけ、先ほども申し上げなかつた一つの点で御留意願なければなりません。これは、農業者の場合と比べると非常に数が少ないわけでごさいます。そうすると、これはやはりある程度数が少ないと、特に保険的な部分につきまして、確かに保険料はいま国でも助成をいたしておりますけれども、全部が全部国で助成するわけではございませんで、ある程度数が少ないとそれだけ保険料が高くなるという問題もこれはあるわけでごさいます。その辺もどういふふうにごさいます。いくかというところは十分検討しなきゃならない点ではあると思ひます。

ごさいますので、とにかく後継者を確保するという点から、福祉により力を入れていかなきゃならないというところは私よくわかるのでございましてけれども、現実の新しい制度をつくっていくという点になると、いま申し上げましたようないろいろの点があつて、なかなかおおいそれとはいかないんではないかと思ひます。ごさいます。いづれにしても、先ほど申し上げましたように、せっかく研究会をお開きいただき、いろいろ検討を進めていただき、また、長崎県の例を初め各地でいろいろとやつていただいております例もごさ

いますので、そういう実情も十分踏まえてひとつ真剣にこの問題については取り組んでみたい、こう考へておるわけでございませう。

○原田立君 政府は、提案理由の説明の中で、離農給付金制度の改正措置の中で、「今後は、農業者年金に加入できない安定兼業農家等の保有する農地等の専門的な農家への移譲を誘導するため、経営移譲の要件を直した上、さらに十年間実施すること」にしておる、こういうふうに行っているわけでありますが、これを見ると、構造政策的見地が大きくクローズアップされてきておるように思ふんです。で、改正前の一方の柱であった、老齢のため制度加入できなかった者に対する保障という面が薄められておるような感じを持つわけですが、この今回のような改正案を出すことの根拠は一体どういふところにあるのか、まずそれをお聞かせ下さい。

○政府委員(杉山克己君) 農業者年金基金法、これは御承知のように国民年金の給付と相まってといふことで、単独ではなく、国民年金と一緒にしまして農業者の老後の生活の安定と福祉の向上に資するとともに、農業経営の近代化、農地保有の合理化に寄与するといふことを代へてまゝとしておるものでございませう。どちらを先に書くかといふような問題はございませうが、別段特段にというやうなことはなく、本来的に農業政策上の要請をこれは備へた年金制度であるといふふうに考へておるわけでございませう。

それから、今回提案いたします実質的な理由は、離農給付金、これを十年間実施してまいつたわけにございませうが、本来のといひますか、当初の立場からいたしますと十年たつて打ち切りといふことになるわけでございませう。しかし、この実績を見ますと、それからまた今後の日本の農業経営の動向というものを考えますと、やはりいまより一層農地の集積を中核農家あるいは専業農家に集めていく必要があるんじゃないかといふこともございませう、そういう観点から、今回離農給付金をさらに十年続けて交付する、そのことによつ

て農地の流動化、規模拡大に貢献させたい、こう考へたわけでございませう。

○原田立君 離農給付金の支給効果については、昭和五十三年八月に行つた農業者年金基金の実態調査結果から種々の効果が指摘され、また市町村の大部分が制度の延長を望んでおる、これが判明しておりますが、この延長措置を講ずると通算は二十年になるわけですね。

ここでお聞かせしたいまた提案もしたいと思ふのでありますけれども、一つの法案を二十年臨時にやるのを、そういうやうなことでなしに、もつと恒久的な制度にしたらばどうか、こう思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(杉山克己君) 年金制度は、やはり年金の交付というものが本来の制度の内容でございませう。そういう場合、離農して何にももらえないという立場の人に対する政策的な配慮、それと、先ほど申し上げましたやうな、離農を促進して、経営移譲といひますか、規模拡大に貢献することとを意図するといふことから今回の措置をとることとしておるわけでございませう。そういうことからいたしますと、やや本来の年金制度の立場からすれば枝であるといふことになるわけでございませう。そういうことで、臨時の特例でございませうが、しかし、現実の安定兼業農家の経営主の分布を考えますと、年齢構成が大体四十歳から五十九歳あたりのところに相当集中いたしております。あと十年くらいの間は相当離農者がこの構成からしても出てくるんじゃないか、こういう方々の離農適期を引き受けて離農給付金といふことで対応するのがさらに十年くらいは必要であるといふことで、今回十年といふことにいたしましたわけにございませう。

恒久的な制度にするかどうかといふことについてはいま申し上げましたやうな事情があるわけでございませうが、十年先になつたらどうかといふやうなことは、またそれはそのときの事情でもつて、別途新しい事情なり問題も出てくるかと思ひますが、私もいま申し上げましたやうな理

由で、十年やれば一応の成果を達し得るのではな

いかといふふうに考へたわけでございませう。

○原田立君 局長の説明だけれども、二十年もの法案の定着といふことになれば、そういう理屈もあるだらうけれども、理論もあるだらうけれども、また推移もあるだらうけれども、やはりもう少し恒久的なものにしていくという、そういう基本にした方が農家の人たちは安心して農事にいそしむことができるんじゃないだろうか。これは局長の答弁と大臣の所感もお伺いしておきたい。

○国務大臣(武藤嘉文君) まあ安心してというお話でございませうが、私も逆でございまして、なるべく早く安定兼業農家にせいでい農地を御提供したいという方向に私も構造政策を持つておるわけでございませう、恒久化しちやつて、もういつでもいいからというやうなことになるまいと、かえつてこれはマイナスになるわけでございまして、私もほはせいぜいひとつ出しているわけにございませう、こういうことをお願いしているわけにございませう、そういう点では十年とりあえず延ばすことを予定をいたしておるわけでございませうけれども、できるだけ早く出しているだけの方があるがたい、こう思つておるわけでございませう。

それから、やはりこれは、まずこの離農給付金の方は全額国庫負担でございませう、こういうものを恒久化するといふことは、やはり政策効果を見ながらやっていくべきことではございませう、そういう点で私もほはかと思つておるわけでございませう。

それからいま一つは、先ほど答弁の中にもありましたが、年齢構成が、十年を見ていくと離農される適齢期の方が相当いらつしやるといふこともございませう、そういうやうな観点から見れば、まあ十年これで延ばすと相当効果は出てくるんではなからうかといふように私は判断をいたしておるわけでございませう。

○原田立君 離農給付金支給件数を過去十年の累計で見ると二万二千八百六十四人と、こうなつて

いるわけでありませうが、この実績をどうごらんになりますか。

○政府委員(杉山克己君) いま先生おっしゃられたやうに、実績は合計で二万二千八百六十四人、これは五十四年の十二月末でございませう。その内訳を見ますと、大正五年一月一日以前生まれの者、年齢制限があつて新しい年金制度に加入できなかった者が一万四千九百六十九人、それから大正五年一月二日以降生まれの者、これはほかの年金制度、厚生年金等に加入しているために農業者年金に加入資格のない者、この方が七千八百九十五人と、こういうやうなことになるわけでございませう。そして、こういった方々に、単価は差がありますが、総額でもつて支給された金額は百四十九億九千八百万円、約百五十億でございませう。このことによりまして、私もかなり流動化は促進された、経営移譲の目的は、第三者に対する移譲の目的はかなり果たされたといふやうに考へております。そういうやうな実績にもかんがみまして、今回改めて十年の延長をお願いするといふことにしたわけでございませう。

○原田立君 昭和五十三年年度の農業白書によると、世帯主の年齢が五十歳以上で、世帯主と同居及び生計をともにする後継者のいない農家は総農家数の二一%を占める百一万户、うち六十歳以上の高齢世帯主農家が四十六万户存在すると、こういうふうにあるわけでありませうが、この法案の対象としてこういう方々を考へておると思ふのであります、向こう十年間でどの程度の離農が進み、このうち離農給付金の受給者はどの程度と見込んでおられますか。

○政府委員(杉山克己君) いろんな前提を使つて計算する考へ方があるわけでございませうが、私も結論だけ申し上げますと、この十年間に二万五千人から三万人程度この対象者となる離農給付金を受ける方が出てくるのではないかといふやうに見ております。

○原田立君 離農給付金の額については、大正五年一月一日以前生まれの者が百三十八万円、同年

でも、實際的にもそういうことで対象者もきわめて少なくなるということから、ほぼ趣旨は達成し

去十年間で、高齢のため年金に加入し得ない者の件数は一万四千九百六十九件で、その他の者は七千八百九十五件と、これに比べて約二倍であります。

家、これをお考えしております。

○**原田立君** 経営移譲の相手方が改正前よりも限定されるようになるが、その点はどうですか。

という事になっておりまして、私ともこの法案の御審議をお願いいたし、成立した暁においては、早速その再計算の方の作業に取りかからなければ、

ればなりません。まあすでにその準備的な作業はいたしておるわけでございます。

そして、そういう再計算の結果を待ちまして、給付の問題にいたしまして、保険料の問題にいたしまして、そのほか実質的な内容の検討が行われるわけでございますけれども、これはいま申し上げましたような財政事情等からすれば値上げせざるを得ないという状況にあるわけでございます。どの程度値上げするかというところは、まさに給付の内容との相関、国庫負担の問題、いま申し上げました積立不足の問題、これらを総合的に検討いたしまして最終的に決める問題でございますが、一面、農家の負担の限度という問題もございまして、それを見合わせながら最終的に決めたいて考えております。

○原田立君 この保険料のアップについては、農業者の生活を守るために最小限に抑えるべきであると思うのですが、それらの見通しに対してはいかがですか。

○政府委員(杉山克己君) ただいま申し上げましたような財政事情にありまして、それから今後ともこの年金の経営移譲率、当初見込んでおりましたより大幅に上回っておるわけでございますが、当初の見込み四〇％に対し実績は七〇％以上になっております。今後ともそういう高い経営移譲率は続くと考えられます。

それから加入者の年齢構成も、見込みよりかなり高年齢に偏っているというようなこともありますので、やはりこういう内容を考えますという、相当程度かなり大幅な引き上げというふうに予想されるわけでございます。その点につきましては、いま先生のおっしゃられるように、計算だけでいくものかどうか、農家の経営全体から見てどこまで負担できるかというところでの限度の検討がきわめて重要な問題になると思っております。どの程度になるかというようなことはまさに財政再計算の結果出てくる話でございますので、この段階で申し上げることは困難でございます。

○原田立君 本年金制度は制度発足の背景として、一面は被用者年金との均衡に留意した農業者の老後保障制度というものの意味も十分加味されてあつたと思うのであります。したがって、他の年金が普通十分の三の国庫補助に比べて、本年金は給付、拠出の加重平均で約五〇％になっておる。政府は国庫補助の改善方針も意図しているようでありまして、農業者の恩給とも言われている効率的な補助システムを守るのは当然でありまして、必要に応じて国庫助成の増額を検討すべきであると思うのでありますが、その点はいかがですか。

○政府委員(杉山克己君) 財政問題を検討いたしますと、給付の内容、水準をどうするかということ、それから給付の内容を維持するために保険料を上げなくてはならない、保険料を上げるといっても限界がある、それなら国庫負担はどうできるかという順序になってくるわけでございまして、農業者年金につきましては、非常に政策的な年金制度であるということから、従来からほかの年金制度よりもきわめて高率の国庫助成を行っております。こういう情勢の中で、むしろ財政当局はほかの年金とのバランスを考えるべきだというような主張もかなり強いわけでございまして、さらに国庫負担をふやすということは、これもきわめて困難であると考えております。

○原田立君 年齢別被保険者数を昭和五十四年三月末現在で見ますと、五十歳以上五一・六％、四十五歳以上が七三・九％、また四十歳以上とこうなりますと八七・九％になるわけであります。これをいまでもわかるように、今後の成熟度は加速度的に高まるのが想定されるわけであります。年金制度の健全な発展、運営を図るためには、若年層に対し加入の一層の促進を図ることが大きな課題であると思うのです。政府は法律改正の都度加入の促進を図ることを言明しているが、現在まで余り大した効果は上がっていない。一体その原因はどういうところにあるととらえているのか、その点はいかがですか。

○政府委員(杉山克己君) 加入者の増加を図る、この問題につきましては、そもそも加入資格者がどのくらいあるだろうか、そして加入資格者の中で未加入の者がどのくらいあるだろうかという推定、これを立てることがきわめて重要でございます。ところが、残念でございますが、この見通しはこの制度発足の当時に比べて大幅に下回るような状況になってまいっております。

なぜこういう加入資格者が減ってきているかということでございますが、これは中核農家の数が大幅に減っている、ここ五年だけを見ましても、五十年に百二十五万戸の中核農家があつたものが五十四年には百万戸を下回る九十九万戸の数字となっております。こういったことから、対象者の数も全体として百三十万台に落ち込んでいくという状況にあるわけでございます。それに対しまして加入者は百九万九千、百十万をやや下回つたような状況にあるわけでございます。全体としての加入資格者が減つておりますけれども、まだ未加入者もかなりおる。

こういった方たちがなぜ入ってこないのかというのは原因はいろいろあるかと思ひます。加入率が低いのは、先生も御指摘のように、年齢の若い層でございます。若い方は端的に申し上げて余り先々のことを心配なさらない。若いうちから年金を積み立てておくというような分別臭いことにはなかなかなじまないというような心理もございまして、それから、農業経営について将来の見通しが十分立ちがたい。自分が六十なり六十五に達するまで農業をやつていて、そして後継者に譲るといふようなはつきりした見通しを持つていないのかどうかということになりますと、その辺定かでないというようなところもございまして、それから、そういったことははっきりしておりまして、農業者年金制度についての十分な理解がないというところのために加入されていないという方もあろうかと思ひます。特に、最後に申し上げたそういうような方たちを一番重点にし、さらに、農業経営全体についての、これは農林水産省全体の

政策の責任であらうかと思ひますが、見通しも、安心を持つて営めるように、安心を持った見通しが立てられるようにしながら加入者の増加を図っていく必要があるというふうな考えでおります。

○原田立君 加入促進を図るために、これまで出かせぎ等に対する加入要件の緩和、時効完成者等に対する救済措置、特定後継者に対する保険料の軽減措置等が講ぜられてきておりますが、今後新たな方策を講ずる用意はないのか、その点はどうですか。

○政府委員(杉山克己君) いま先生の言われましたような従来の加入促進のための制度的な措置、これがそれなりの効果を上げてまいっているわけでございます。今後そういう制度的な点での特段のことを何か考えているかということでございます。私どもは、いままでの制度、いままでこういった仕組みを徹底的に徹底させる、そのことを最重点に考えておまして、いまの段階で特別何か制度的な助成措置等を講じて加入者の加入を大幅に引き上げようというようなことは考えておらないのでございます。

○原田立君 特に、後継者に対する軽減措置として国庫補助をふやす考えはないかどうか。また、現在保険料軽減の対象となつていない特定後継者の要件緩和を行うべきだと思ひますが、見解はいかがですか。

○政府委員(杉山克己君) 国庫補助につきましては、この年金制度自体、すでに五十五年度で約五百億というような高額の国庫負担になっております。何も特定後継者だけの問題だけではございせんが、国庫負担を増額するということについてはかなり厳しい事情にあると考えざるを得ないわけでございます。そういうような観点から、特定後継者の要件についても特別緩和するというようなことはなかなかむずかしからう、むしろ、金を使うことはそれなりに効果は期待できるかもしれないが、金を使わなくても趣旨を十分理解していただく、普及徹底を図るということを重点にし

て加入者の増加を図ってまいりたいというふうに考えております。

○原田立君 五十五年一月二十六日の社会保障制度審議会への諮問に対する答申が発表されて、その中で、「明年度の再計算にあたっては保険財政の確立を図らねば」と、こういうふうに出てきておりますが、具体的にどういうことを求められているのですか。

○国務大臣(武蔵野文君) この保険財政の確立というのは、私どもは現在農業者年金は完全積立方式でやっているわけでございます。ところが、今後急激に受給者が増加する一方、被保険者数はどうも減少してくるのじゃないかと、まあ、いまふやせというお話、御議論をいただいております。でございますが、どうも減少する可能性の方が強い、長期にわたって財政の収支バランスを健全に維持していくためには何とか今後ひとつ完全積立方式を堅持しろよと、こういうお話ではなからうかと私どもはこれは解釈をいたしておるわけでございます。

○原田立君 経営移譲の実績は、経営移譲年金受給者が昭和五十四年十二月の八万二千五百五十人から、五十四年十二月の十二万六千八百十人という順調に伸びているのを見て明らかであります。が、移譲の中身を見ると、後継者移譲が九三%を占めております。第三者移譲はわずかに七・一%にすぎないのであります。最近、農地流動化促進のための法改正が行われることになっておりますが、本制度の経営移譲の現状をどのように評価するか。また、構造政策の中にどう位置づけていくのか、この二面について見解をお伺いしたい。

○政府委員(杉山克己君) 農地関係法制の整備を考えておきまして、今国会に私どもも三法案を提案するということにいたしておるわけでございます。その制度改正におきましても、意図しておるところは農地の流動化の促進、それによる経営規模の拡大、生産性の向上というふうなことであります。その点におきましてはこの年金も、もちろん農業者の老後の生活安定ということを意図はし

ておりますが、それと同時に、農業政策的な農地流動化の促進ということ、あるいは若返りということを意図いたしておるわけでございます。その点では相補って流動化の実現に貢献していくものというふうな考え方でございます。それだけでなく、そのほか農林水産省のいろいろな施策がそういった方向に向けて運用されるというふうな考えておるわけでございます。

そこで、後継者移譲が第三者移譲に比べて非常に多い、数字的に見て九三%の実績であるということ、これをどう評価するかということでございますが、この後継者移譲は、御承知のように一括して後継者に農地を移譲するというものになっております。一括して移譲する結果、これはさらに分散細化するということが防がれております。だんだん混住化してくる、そして都市化してくるというふうなことになるまいかと、相対等におきましても分散する可能性というか、危険がかなりあるわけでございます。こういつた年金制度によつてその点はかなり防止できているのではないかと、いふふうに考えるわけでございます。そういう分散細化を防止するということが、やはり規模拡大のむしろベースにもなる。そういうことを通じて、そういう前提のもとに規模拡大も図り得るのだというふうに考えて、私どもは積極的な評価をいたしておるわけでございます。

○原田立君 本年金制度は、現行では完全積立方式をとっているわけでありまして、今後財政事情の關係によつては修正積立方式なども考えられるのかどうか、その点はどうか。

○政府委員(杉山克己君) 先ほど申し上げましたように、この年金の財政事情というのはいささか厳しい情勢にあるわけでございます。ただ、この農業者年金の財政方式につきましては、ほかと違ひまして、加入者の年齢構成がきわめて高齢者に偏っているという事情が一つございます。それから将来、加入資格者または入ってくる者をどれだけ加入の促進をいたしても、被保険者となる者は増加は見込まれない、むしろ減少するとい

うふうに考えられます。これらのことを考えますと、年金を健全に運営していくためには、私どもやはり、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたが、完全積立の原則を維持してまいりたいというふうに考えるわけでございます。ただ、全体の給付内容の決め方あるいは保険料の水準、農家負担の限界、国庫補助のあり方、いろいろ検討いたしてまいりますという、この問題はきわめて苦しい、むずかしい問題であるというふうには承知いたしております。

○原田立君 今回の改正案では、国民年金等の自動的改定措置とは無関係に、五%以内の物価上昇率でも同率で給付の額を引き上げようとするものであります。昭和五十四年の法改正において導入されたこの特例的改定措置は今後も継続するつもりなのかどうか、その点はどうか。

○政府委員(杉山克己君) 私ども農林水産省の立場とすれば、農業者にできるだけ不利をもちたさない、できるだけいいようにということと考えてまいりたいと思っております。ただ、こういう横並びといひますか、年金制度を通じての話しになりまうという、これはなかなかこの農業者年金だけでは決めたという問題がございます。確かに前年、各年金を通じて物価上昇率五%未満でございまして、年金額のスライドしての引き上げが行われました。これはそういう物価スライド引き上げということではなくて、御承知のように、国民年金等の財政再計算に基づく年金の引き上げが行われております。それらとのバランスを考慮いたしまして、まさに特例的な扱いとしてこの農業者年金についても引き上げを行うこととしていたわけでございます。その引き上げは、ほかによればきき率もないということ、これは物価上昇率をたまたま用いているわけでございます。したがって、今後恒久的に、五%を下回った場合でも当然にスライド引き上げを行うというものではございませぬけれども、これは年金制度全体の中で、厚生省とも相談しながら今後の扱いを決めてまいりたいというふうに考えております。

○原田立君 そうすると局長、厚生省と相談して、厚生省がじゃだめだとか言うたら、いままです特例的に行われてきたこともつづけるという可能性はあるんですか。

○政府委員(杉山克己君) これは実は厚生省と申し上げましたが、もちろん年金問題全般を所管しているのは厚生省でございますけれども、社会保障制度審議会等におきましてかなり厳格な議論がございまして、これにつきましては慎重な検討を行うべきであるというふうな事情になっております。それらの経緯も踏まえて、政府全体としての年金のあり方を考えながら今後決めていく問題であらうというふうに考えております。

○原田立君 本年基金の積立金の運用状況、これはどうなっておりますか。農村への還元が具体的にどうなされているか。

○政府委員(杉山克己君) 年金勘定の積立金は、これは昭和五十四年三月末現在の数字でございますが、二千九百五十九億圓、約三千億圓に近い大きな額になっております。この運用は、農地の売買、それから融資、そういった中で勘定がございまして、その売買融資勘定の貸付金、これが二百四十四億圓、それから農林債券等の有価証券、これが二千四百六十二億圓、貸付信託等が二百五十二億圓となっております。それから、積立金のうち保険料に見合う積立額は千八百億圓ということになります。

これに對しまして農村への還元はどうなっているかといひますと、農地の売買勘定への貸し付け、これが五十三億圓、それから農地の融資勘定への貸し付け、これが百九十億圓ということになっております。それから、直接還元という形ではございませぬが、農林債券の購入というところで広い意味で農林関係の原資に回っているという分が、これが千八百四十四億圓でございます。総額で千三百二十八億圓ということになり、相当部分が農村に還元されておるというふうに見ております。

いま億圓以下の単位は省略して申し上げます。

が、御了承いただきます。

○原田立君 来年度から農業者老齢年金が支給開始になるわけですが、本院においても附帯決議で、老後生活の安定と後継者の確保に資するため、他の年金制度をも考慮して、給付額の引き上げを進めるように希望しておるわけでありすが、これはぜひ引き上げるべきだと思つておりますが、最後に大臣、これいかがですか。

○国務大臣(武蔵野文君) これはけさほどの議論にもたしかあつたかと思つてございすけれども、経営移譲年金と比べて、農業者老齢年金の方も国民年金の付加年金的な性格で、福祉的な性格を持つておると思ひます。そういう意味合いにおいて、十分な農業者の老後の福祉を考えた場合には、できるだけ多いにこしたことはないことは私もよくわかるのでございすけれども、現実問題といたしましては、やはりこれを相当上げますと今度は保険料にもこれは大きく影響してくるわけございまして、その辺がなかなかむづかしい問題があるわけございす。もう一つは、やはり他の年金との横並びという観点から見ても、私どもきやならないわけございす。もう一つは、私どもとしては、いま現時点でこの農業者の老齢年金の方を大幅にふやしていくということについてはなかなかむづかしいと、こういう立場をとつておるわけございす。

○原田立君 大臣、そんな冷たいことを言わぬで、あなたを頼りにしている農民はたくさんいるんですから、そんな財政面のことばかり言つて、しょうがありません。だって形でなしに、任しておくと、頼りにすると、そのぐらいのことを言つてもええじゃないですか。

○国務大臣(武蔵野文君) 決して冷たい気持ちを持つておると思つてはいないわけございまして、受給される方からいけば大変それはあれでございすが、いま申し上げたように、今度は保険料にどうはね返っていくかというところもやはり計算をしながらやりますので、同じ農民も、保険料を払う方と受給する方と両方あるわけござい

まして、その辺のやはり理解が得られないとなかなかむづかしいと、こういう判断で申し上げておるわけございまして、農民全体という立場から考えて、できるだけこういう制度の充実をしていくというのは当然かと思つておりますけれども、その辺の仕組みからいってなかなかむづかしいと、こういうふうな判断をいたしておりますので、決して冷たくしておるということではなくて、努力はしてまいりますけれども、仕組みからいってなかなかそういう点がむづかしい問題があるという点をひとつ御理解をいただきたいと、こゝろ思つておるわけございす。

○原田立君 じゃ、最後の大いに努力していくというその一言を受け取つて、私は了解して質問を終わります。

○下田京子君 大臣、今回の法改正の主なものの柱は、離農給付制度の十年延長ということだと思つておる。それで、私たちは決して離農者が多いことを望みません。しかし、いろいろな理由でもつてやむを得ず離農していく方がおるわけだ。農林水産省は、離農した人たちがどういう生活になつていくかというその後の追ひ実態調査等を恐らくされてないんじゃないかと思つておる。非常に悲惨なものですね、私たち聞くと、中には、そういう事例が多いんです。それだけに、この離農給付金制度というものはある意味では離農した人に対しての退職金的な性格にもなるだろうし、あるいはまた離農後の生活の安定という面にもなると思ひます。そしてまた、事業転換資金としての性格も持つておると思つておる。ですから、こういう人たちがどういう形で受けられていくかということを知るのが非常に大事かと思つておる。お聞きしたい点の第一は、全国の農家数が、四十六年、この制度ができた当初五百二十六万戸あつたわけだ。それが五十三年の一月段階で四百七十九万戸。ですから、八年間に四十七万戸減つておる。つまり、これだけ離農して

いるわけですね。ところが、実際に離農給付金をいただいた受給者数は、先ほどからお話がござい

ますが、去年の暮れ、十二月末で二万二千八百六十四件、約二万三千件ですね。そうしますと、これは離農者に対して離農給付金をいただいている方の比率は何とわずかに五%ということになります。

〔委員長退席、理事片山正英君着席〕
これは福島県の場合も調べてみたのですけれども、四十五年当時で福島県で農家戸数が十六万九百五十六戸ありました。それが五十四年の一月段階で十四万九千二百戸に減りました。つまり、十年間に二万二千戸離農してゐるわけだ。しかし、受給されてゐる方、離農給付金をいただいている方は四百三十三件なんです。どうしてこのように離農家に比べて離農給付金受給者が少ないのでしょうか。その御認識といたしまして、理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) 離農給付金につきましては、これはどんな小さな、ほんの十アール経営でも、離農さえすれば離農給付金を交付するということにはなつておらず、要件をしばつておるわけございす。そういう要件に満たない、面積で言へば三十アールに満たない形での離農がかなりあるということだ。

それから、本来的な面積は三十アールあるのかもしれませんけれども、農地として移譲する分は一部であつて、その離農にあわせて農地の転用も行われるというような場合がある。そうなりますと、面積要件を欠く、あるいは転用でもつてその要件を欠くというようなことが出てくる。それから、従来は、本人に農業者年金の加入期間が三年以上あつた場合は、これはできるだけ年金制度の中にとどめていただきたという趣意の意味も込めまして、離農給付金の対象にしないというふうなことにしておつたわけございす。これは今回の制度改正に際しまして改正することにしたしておりますが、そういうこともあ

それから移譲の相手方が六十歳以上の高齢の場合もあつたというふうなことで、各種の離農給付金の支給要件を満たさないケースがかなりあつたんだというふうな考えられます。そういうことが大部分でございまして、同時に、資格を有しながら御本人の考えなり、あるいは制度が十分御理解いただけない、あるいはPRが不十分であるというふうなことで加入しただけなかつたために離農給付金の対象にならなかつたという者も若干あるかと考えております。

○下田京子君 要件が厳し過ぎるのかいろいろむづかしいということもあるでしょうが、私はやっぱりPRが大変不足している、知られていないというところが一つの大きな原因じゃないかと思つておる。これはやはり福島県の実績なんです。ずっと見ましたら、四十五年、四十六年、この一年間で四十四件、四十七年二十七件、四十八年三十四件、四十九年三十三件、五十年に三十三件、五十二年三十六件、五十二年五十六件、こういう状況なんです。で、福島県農業会議の方のお話ですと、ここまでは、五十二年までは、離農給付金については申請のあつた人についてだけ要件に合致しているかどうかということではチェックしたと言つておる。ところが、五十二年以降、つまり五十三年度からはいろいろとPRもやつたと言つておる。その結果、五十三年には百三十三件になりました。で、五十四年の場合には現在八十七件、あと五月十五日の期限切れまでに五十件ぐらゐ追加される見込みじゃないかと言つておるんです。その中には、いままでも再三、たとえばいろいろ「農業委員会だより」なんかに出してきましてたけれども、ちよつと大臣ごらんいただきたいんです、こういうのを出したんです。『存じですか』というので、(資料を示す)で、ばつぱつと見るとすぐわかるんです。「急いで家族で考えて下さい!!」、こういうチラシの効果が非常に大きいというのをはつきり示したのが、私がいま住んでおります地元石川町というところで、いままでも十年以上もあつたのに一件もなかつたんですよ、申請者ゼロ。そういう中でこのチラシを出し

金の出たんです。『存じですか』というので、(資料を示す)で、ばつぱつと見るとすぐわかるんです。「急いで家族で考えて下さい!!」、こういうチラシの効果が非常に大きいというのをはつきり示したのが、私がいま住んでおります地元石川町というところで、いままでも十年以上もあつたのに一件もなかつたんですよ、申請者ゼロ。そういう中でこのチラシを出し

金の出たんです。『存じですか』というので、(資料を示す)で、ばつぱつと見るとすぐわかるんです。「急いで家族で考えて下さい!!」、こういうチラシの効果が非常に大きいというのをはつきり示したのが、私がいま住んでおります地元石川町というところで、いままでも十年以上もあつたのに一件もなかつたんですよ、申請者ゼロ。そういう中でこのチラシを出し

ましたら四件出てきました。いま手続中なんです。このことでもって、私はやっぱりこういうチラシや何かでもってこの制度そのものをもっとPRしていく、徹底していくということが非常に大事ではないかと思うんですが、そういう点で具体的な方策も含めて大臣に御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(武蔵嘉文君) いま局長からも答弁を申し上げましたように、PRの不足も確かにあったと思ひます。そういう面において、今後はやりでできる限り末端のそれぞれ農協なり農業委員会などを通じましても、PRの徹底には私も努力をしていかなきゃならない、こう考えております。

○下田京子君 そのPRの徹底をということなんです、それは言葉ではなくて、具体的な方策を通じてひとつお考えいただきたいということ。

それからあわせて、先ほど局長からも答弁がございましたけれども、この離農給付金を受けるに当たってのいろいろ要件がむずかしいんですね、で、具体的に農地の処分の仕方について御確認をいただきたいんですけれども、経営移譲する一年前、いわゆる離農給付金の基準日ということになると思うんですが、その基準日のときに自作地三十アールあればいいということが一つの要件だと思ひます。まあ厳しく言えば、市街化区域内あるいは都市施設区域以外の農地であることというところがございまして、そういう中で耕作または養畜の事業のために第三者に移譲するときに支給されるわけですね。ですから、逆に言えば、基準日以前三十アール以外の農地、仮に二町歩、二ヘクタール持っていた農家があったとします。そうすると、その二ヘクタールのうち一・七ヘクタールは後継者移譲してもいいし、あるいはまた言ってみれば転用目的で売っても私はいいと思うんですね。つまり、基準日のときに三十アールかどうかということ、あわせてその他の要件が合致していれば、これは離農給付金の受給対象になるかと思うんですが、御確認ください。

い。

〔理事片山正英君退席、委員長着席〕

○政府委員(杉山克己君) 必要な面積をいつ確保しているかということの確認でございますが、基準日現在ということに置いております。それ以前におきまして後継者に移譲するとかあるいは他用途に転用するということによって面積が減つておりましたも、基準日現在三十アールが確保し得ていれば、私もその点については要件は満たしているというふうに考えております。

○下田京子君 そうだと思ひます。ところが実際、いまのようなことで相談に乗ったり、あるいは熟知してそして末端で指導されているかといふと、必ずしもそうでないという事実がいろいろとわかりました。これは何も担当者の方々が勉強してないとか何かじゃないんです。私が言いたいことは、こういうふうに非常にむずかしいんです。そのことを担当者が非常に専門的にいろいろと熟知して指導あるいは相談に乗る、そういう業務体制になつていこうかという点を私は申し上げたいんですが、実際そうならないんです、残念ながら。

で、これは先ほど基金の理事長さんが、今後の体制として専従職員ということも考えて要望を、というお話もございましたけれども、私はやっぱり、これはいままで何度も言われてきましたけれども、早い時期に専従職員、これを配置すべきではないかと、こう思ひます。これは農業者年金基金で五十三年度に調査した結果にもあるんですけども、離農給付金受給者等に関する調査結果、その中で、離農農家の中で、実際に条件が合つても四七・八%の人が給付金をもらつていない。もつていない中ではいろいろ事情を調べてみたら、ちよつと失礼、いまのところ要件ではなくて、離農した中で離農給付金をもらつていない人が四七・八%あった。ところが、実際に要件を満たしていても、相談や申請がないためにもうえなかったというのが三割もあったというのが報告されているんです。

こういうところを見ますと、まさに業務体制が充実していればこれらの問題を解決できたんじゃないか、資格がありながらもえなかったということをはつきりとした調査も裏づけているんじゃないかと思ひます。そういう点からしても、どうして専任の職員の配置ということ、つまり、人件費に対するきちんとした補助金をつけるということになると思ひます。いよいよ来年財政再計算期という中であつては、これは本格的に考えていただきたい問題の一つと思ひます、どうかこの点については大臣の方から御答弁いただきたいと思ひます。

から経営移譲率は七四・三%。これでも全国より低いんですね。いまなお経営移譲できない人が百十七人ほどおります。その理由を聞いてみましたら、子供がいらない、あるいは息子はいるけれども遠隔地におつてもう戻ってくるものやらどうかもわからない、あるいは娘だけで後継ぎ問題というのは非常にうはつきりしているんですね。このままだと、こういう人たちがいるのはいづれとにか第三者移譲、つまり離農せざるを得なくなるわけなんです。売つてしまふか、あるいは十年の賃貸借を結ぶとか、そういうことですから、当然、これは確認ですけれども、老齢年金加入者にも、そういう離農給付金をいただけるような対象者に加えていくことはあつてしかるべきではないかと思ひます。この点については大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(武蔵嘉文君) なかなかこれはむずかしい問題だと思ひますが、検討はさしていただきます。

○下田京子君 まあ、検討というのにもいろいろありますので、実際にその資格がありながらその資格に該当できなかったとか、そういう、全行政上といひますか、業務上の問題ですから、先ほどから繰り返されておりますように、これはこの制度の目的から言つても、あるいは農家の皆さんの利益から言つても必要な問題だと思ひます。よろしく前向きに検討いただきたいと思ひます。

それで、次にお尋ねしたい点は、今回、離農給付金の対象者の問題でいろいろ拡大されておりますが、一つは、いままでずっと農業者年金の加入期間が三年未満というわけでしたが、三年以上の方も該当させる、これは私は前進面だと思ひます。と、なりますと、私は当然、先ほどからもちよつと議論になつておりますけれども、老齢年金の方にも該当させるべき問題ではないかと思ひます。つまり、脱退一時金にあつても、あるいは老齢年金にあつても、自分の掛け分だけを最低確保できるという問題ですから、バランス論から言つても当然だといふことが一つですね。

それから実態論から言ひましても、これも福島市の例なんですけれども、五十四年の十二月三十一日現在で六十歳以上の加入者が四百五十五人おります。で、経営移譲終了者が三百三十八人。ですから経営移譲率は七四・三%。これでも全国より低いんですね。いまなお経営移譲できない人が百十七人ほどおります。その理由を聞いてみましたら、子供がいらない、あるいは息子はいるけれども遠隔地におつてもう戻ってくるものやらどうかもわからない、あるいは娘だけで後継ぎ問題というのは非常にうはつきりしているんですね。このままだと、こういう人たちがいるのはいづれとにか第三者移譲、つまり離農せざるを得なくなるわけなんです。売つてしまふか、あるいは十年の賃貸借を結ぶとか、そういうことですから、当然、これは確認ですけれども、老齢年金加入者にも、そういう離農給付金をいただけるような対象者に加えていくことはあつてしかるべきではないかと思ひます。この点については大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(武蔵嘉文君) いろいろ要件を整えて考えていかなきゃならぬと思ひますが、そういう要件をいろいろ具備した場合については資格を与えるという方向で検討してまいりたいと思ひます。

○下田京子君 これは検討してまいりたいじゃなくて、先ほどちよつと検討しているやにお聞きした点なんです。ですから、はつきりしたところをお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(杉山克己君) この制度全体は、この法律が制定された後におきまして、政令あるいはその後の省令、通達等でもって補充されて完全な実施に至るわけでございます。その意味で、現在予定していることはすべて検討してまいりたいというところになるわけでございます。大臣はまさにそういう意味で申し上げたわけでございます。

私も事務方の検討の事情を若干申し上げますと、いま先生の御指摘になりましたような、老齢年金だけを受け取つていようような受給者も離農年金の対象者にしてしかるべきではないかという問題のあることを承知しております。そこで、これにつきましても、できるだけこの支給対象として拾うような方向で検討しているわけでございます。

ますが、ただ、全く無条件というわけにはいけません。特に農業者年金との有機的な関連をば考慮しなければいけませんし、後継者がいないというようなことについても確認しなければいけないというふうなこともいろいろあるわけでごさいます。大臣が申し上げましたのは、そういう具体的な要件をきちんと決めて、そういう要件に該当するものは拾っていくようにしたいということとで検討を行つて、こう申し上げたわけでごさいます。

○下田京子君 大臣に再度確認なんですけれども、いま局長からお話ございました。この件は政令事項になるかという点でいろいろ他のことも関係して検討中ということなんです、そうしますと、いずれとにかく対象者として考えているというふうな受け取つてよろしいですね。確認のために。

○國務大臣(武蔵嘉文君) 私、先ほど申し上げましたように、資格要件をいろいろこれから具備しないと、何でもいというわけにはまいらないわけでありまして、そういう点で検討して、もちろん前向きで検討と、こういうふうな御理解をいたしたいと思ひます。

○下田京子君 わかりました。

で、次なんです、離農給付金受給の際の土地移譲の相手方の問題でお尋ねしたいと思ひます。これは今回制限されてきましたね。この制限の中身に大きく問題になってくるのは、まず農業者年金の被保険者でなければならぬということだと思ひます、大きく言うと。これでいきますと、先ほども他の委員から御質問がございましたけれども、問題ないかという点で、これはいろいろ運用上支障がないようにしていきたいという局長答弁がありました。

しかし、果たしてそうなんだろうかという点で、具体的な点を幾つかお尋ねしたいわけなんです、その第一は、たとえば農地保有合理化という面で、反対—何といいますか、逆行するような例が生まれるんじゃないか。つまり、たとえば何

人かの方々に農地を売ろうとしますね、あるいは十年間貸すと。そういうときに、Aさん、Bさん、Cさんとおります。で、Aさん、Bさんは確かに被保険者であつた、しかしCさんが農業者年金の被保険者でないという場合もあると思ひます。そういつたときに、これは年金受給ができませんというふうなことも生まれると思ひます。となれば、まさにその土地集積という点で、隣り合せているCさんのところに売らないでわざわざ遠いBさんのところに売るといふことになつてしまつたとき、いままで皆さんお話しになつてまいりましたように、いわゆる集積化あるいは団地化という点に矛盾する例になるんじゃないか、こう思ひわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) いろいろなケースが考えられます。確かに、農地の集積化を図つていく場合どういふ経営をその核として考えるかというふうなことかと思ひますが、お尋ねのような、Cさんが年金に加入していないというふうなことになるかと、多分そういう場合は、兼業であるとかあるいはごく零細規模であるというふうなことで、集積化の核とするには必ずしも適当でないという場合が多いんじゃないかと思ひます。そういう意味で、私もやはりきちんとした規模なり経営能力を持つていける年金加入者がそういう一応最低要件は満たしているという前提をとつてい

るわけでごさいます、そういう加入資格を有している者にやはり集中して移譲をしてもらいたいというふうな考へていられるわけでごさいます。ただ、個別ケースで本当にどうにもならない、近所をどう探してもそういうような適格者がいないというふうなことになる、それは確かに、お気の毒でございまして、私ももとしまして、そういう場合は県単位でもって農地保有合理化法人というものを設けられております。それから、農業者年金基金自身が農地の売買等も行い得ることになつております。こういつた公的機関が譲り受けるという点については指導してまいりたいと、そういうことでカバーできないかというふう

に考へております。○下田京子君 それは一つの理屈です。理屈だと思ひます。基金が買つてくれないとか、いろいろそういう理由も逆に成り立つんです。それからCさんが、いまおっしゃる通りに、単に被保険者でないというだけであつて、あるいは他の要件は満たしているという例だってあるんですよ。それは一つのやっぱり問題点だと思ひます。

それから続いてお聞きしたい点なんですけれども、中核的農家育成というのをしきりに言つておられるわけですね。ところが、お父さんが実際に被保険者でないと、しかし後継者は専従的に農業をやつてゐる、こういう場合にも、その人に農地を売つたらだめだということになつちゃうわけですね。こういう専従後継者と言われるような方が五十二年一月段階で十二万七千九百三十人もい

るわけなんです。この人たちがすべて言つてみれば後継者加入していればいいんですけれども、そうでない場合、もうはつきりしているわけですね。とすると、これもやっぱり政策的な矛盾じゃありませんか。

○政府委員(杉山克己君) 申し上げておりますように、確かに中核農家の育成、そういうところ

に農地の集積を意図しているというところは事実でございまして。ただ、お尋ねのようなケースにつきまして、親が兼業農家であつても専従的に農業に従事する後継者ということになりますと、これはむしろ親との関係というよりは、まさに農業に従事する者として、農業者年金に——もちろん要件はあるわけでごさいます、加入するということ、この人に対して物を、物といたしますが、農地を移譲した場合は、その移譲した人は離農給付金の交付対象となると。そして後継者といひますか、その専従的に農業に従事している者は経営移譲の相手方となり得るというふうな考へております。

○下田京子君 相手方の問題です。いま土地を売ろうとしているのに、その相手方がたまたま専従的に農業をやつてゐる、お父さんは学校の先生

生かもしれないし農協の職員かもしれない。しかし、その後継者が本当にやつていきたいといふときに、逆に言えば、後継者を育てるとかなんかで、たまたま後継者加入してないだけで、そういう事例はあるんですよ、そういう事例あるんですよ。その人に売るのがために、片一方は全部要件が満たされているのに給付金をもらえない。はつきりした矛盾でしょう。

○政府委員(杉山克己君) そういう後継者であつても、農業に専従している、そして加入の資格を有する、つまり取得後の農地の面積が五十アールなり三十アール以上に達するというところであれば、これは本来的に加入資格を有するわけでごさいます。そういう人に対して譲渡した場合は、移譲した人は離農給付金を受けることができることになつております。

○下田京子君 いまの問題とちよつと関係するんですけれども、農家の主婦の問題についてこれは出てくるんじゃないかと思ひます。さつきもちよつと意見がございまして、農家の主婦が専従者という数が多いのくらしいあるかという、全国で五十五万戸現にあると言われております。しかし年金に加入している人は四万人そこそこ。で、加入していない女子専従者の農家に農地を売つた場合に、やっぱりもらえないというところが出てくるんじゃないですか。これはどうなります。

○政府委員(杉山克己君) 御婦人でありまして、後継者でありまして、それは農業者という意味では、自分自身が名義を持つて経営しているという限りは農業者としての扱いが受けるわけでごさいます。御主人の畑やたんぼでもって御主人の名義のもとにいま耕作しているというふうな場合には、確かにこれは一人前の農業者としての資格を持つておりませんけれども、先ほど後継者の場合で申し上げたと同じように、その場合の御婦人自身が取得後の要件を満たすというふうなこと、本来的な加入者としての資格を有する御主人のお立場とは全く別に、それ自身が加入者と

してのお立場にあるというときならば、それはこ
ういう方に経営移譲した人は離農給付金が受けら
れるということになるわけでございます。

○下田京子君 局長、ちよつと御説明いただき
たんですが、被保険者としての資格があればいい
んですけれども、つまり、年金に入っていない
けれども、被保険者としての資格があればいい
んだということを言っているわけですか。

○政府委員(杉山克己君) わかりやすい言葉で
言えようということになります。奥さんの場合は名
義が要る。それは現在なくても、取得する場合、
その取得によって要件を満たすということでも同
時に名義を満たし得ればそれでいいということにな
ります。後継者については、名義は直接要りま
せんけれども、取得後の要件が加入資格の要件を
満たしておればそれでいいということになるわけ
でございます。

○下田京子君 だから、後継者と主婦の農家の場
合とは違ふんですよ、局長。いまごつちやに御答
弁あったようなんです。主婦の場合には、御主人
とごつちやと土地の賃貸やなんかを結ぶとかしてな
かったら成り立たないでしょう。その点どうです
か。

○政府委員(杉山克己君) それはそのとおりで
ございます。

○下田京子君 私はそこを問題にしているわけで
すね。つまり、これは他の委員からも御指摘があ
りましたけれども、農家の主婦がいわゆる専従者
であるという点でいろいろ農業に貢献してきたけ
れども、いま実際には資格があつて加入している
人もありますけれども、実際に御主人が名義を持
つていて渡さなければ加入できなくなるわけだ
から、御主人が名義も持つていて、で、奥さんの
名義云々だけじゃなくて、本当に農業をやつてい
るという実体論から考えなきゃならぬのではな
いかという問題を私は今後検討していただきたい
と思うんです。

その関係とあわせてお聞きしたい点なんですけ
れども、先ほど大臣は、いともむげに、農家の主
婦の加入というのは、もう検討しても、その結果

ノーということをはつきり申し上げなければなら
ません。なんというふうな御答弁があつたと思うん
です。私これは大変問題だと思ふんです。なぜ問
題かといいますと、この農業者年金の制度が発足
した四十六年当時もいろいろ議論になりました。
政策的な意味合いと同時に、農民に恩給という
ところから一つは出発してきていたわけですね。
それからまたその基本になるのは、現在ある国民
年金制度そのものが非常に貧弱である。これを改
善してということも農林水産大臣おっしゃつてお
りますけれども、農家の主婦にかかわる問題はこ
れは農林水産大臣の私には所管であると思ふん
です。専従的に農業をやつてきたその主婦に対し
て、いわゆる一番最初に申し上げましたけれど
も、もう農業をやめられたといつたときに、その
退職金にも匹敵するようなこの離農給付金にも該
当しない、あるいは入りたいというのにも入らな
いとかぬよと言つてまさに政策的なことだから
詰めていくというやり方、妻の年金権という重大
なことにもかかわつていふと思ふんです。それだ
けに、これは大臣の御認識を伺いたいと思ひま
す。

○國務大臣(武藤嘉文君) いわゆる福祉年金的な
性格と、いわゆる私どもが考えている農業の
経営移譲を促進して農地の集積化を図るという
意味においての政策年金的な性格と、これは両方
持つていけるわけでありまして、どちらかとい
うと、けさから御答弁いたしておりますように、ウ
エートは政策年金の方に私もウエートを置いて
いるわけでありまして、その政策年金を進めてい
くといふと、やはり経営移譲というものが一
つの大きなこれは基本的なものになってくるわけ
であります。その経営移譲というもののついて
は、御主人が経営権をあくまで持つておられて、
実態としては奥さんがそれは耕作をしておられる
のだらうと思ふのでございまして、一切そ
こには、使用においても、あるいは貸借借におい
ても、いわゆる貸し借りの権利が全く表に出てい
ないという場合には、やはりこれは御主人の方に権

利があると言わざるを得ないわけでありまして、
それじゃ今度経営移譲が実際行われたときに、御
主人の方に権利があり、実態はしかし奥さんが
やつていたと。じゃ奥さんがかわいそうじゃない
かというところになりますけれども、じゃ御主人の
方はそのときに要らないと、経営移譲年金おれは
要らないからおまえもええやというわけにはな
かなければいかないと思ふのでございまして。で
から、これはやつぱりせつかく奥さんがそういう
ような形で実態としては耕作を専断的にやり
たいだいておるならば、やはりそこに使用権とい
うものを御主人から奥さんにひとつ渡していただ
きまして、そういう形でやつていくというように
しなければ、これはやつぱりこの制度の仕組みか
ら言つてむずかしいと、こういうふうに私は申し
上げておるわけでありまして。

○下田京子君 専断農家の場合には、御主人も奥
さんとも後継者もみんなで農業をやつていふとい
う形になるわけですよ。いま大臣が言つたのは、
そうではなくて、言つてみれば御主人は使用者年
金で、いわゆる農業者年金の被保険者でない。し
かし、経営主であるという点のお話をされてい
る。

私は、専断農家の主婦もそれ以外の主婦も含め
て、とにかく農家の主婦が実態的に農業に大きな
責任を持つてやつてきている。現実いまそのウエ
イトが大きくなつてきているわけですよ。そもそ
も国民年金が低いところからこの農民にも恩
給をという、いわゆる二階建てではないけれど
も、農業者年金が生まれてきた。それで政策的な
意味合いが出ていふわけだけれども、そういう
基本的な老後の主婦の生活保障という点から言
つて、大臣、これは所管の大臣として農村婦人の老
後安定という点を考えるべきではないか。そうい
う点でも優秀だと言われる皆さん方がいろいろ
と検討したら、決してこれはむずかしいというこ
とにもならぬと思ふのです。検討するといふ点で
のいろいろ御苦勞をいただきましたと思ふのです。
そこで、私は具体的な機構の問題でお尋ねした

いのですが、いま年金問題、老後の問題というこ
とはもう大きな社会問題になってきております
ね。そんな中で、年金制度基本構想懇談会とい
うのがあります。これには十六人のメンバーが
おられて、そこにわずかですけれども一人女性がい
らっしゃいます。ところが、農業者年金制度研究
会の方にはどんな状況になっているかという点を
まず聞きないうわけなんですけれども、メンバー、
それから女性がいるかないか、お聞きせたく
さい。

○政府委員(杉山克己君) 農業者年金制度研究会
の委員は総数十二名でございます。そして農業団
体の役員、それから学者、それから町村会とかそ
ういふ機関の代表者、それからかつて農林水産省
等役所に勤務した経験者等、農業者年金問題につ
いての学識経験者と思われる方にお願ひをいた
しております。女性は一人も入つておりません。

○下田京子君 大臣いかがでしょうか。いまの農
業者年金制度研究会十二名のメンバー中、女性は
一人もおられないということなんです。これは年
金制度全体の言つてみれば局長の諮問機関であ
りますけれども、そういう点から、今後女性を含
めて制度の研究、検討をするという点でひとつよ
しくお願いしたいと思ふんですが。

○國務大臣(武藤嘉文君) 先ほどの社会保障で
ございまして、御指摘のあった女性が入つてお
られるというものはたしか学識経験者というお
立場で私は女性の方がお入りになつていられる
のではないかと、こう解釈をいたしておるわけ
でございます。こちらの方の研究会においても、そ
ういふ学識経験者の中で婦人の方が、もし適
当な方がいらつしやればそういう方がお入り
いただくのは結構なことではないかと思つて
おります。

○下田京子君 ぜひ制度研究そのものから
、そういう点から、また女性だからといって特別
視するのではなくて、女性も含めて全体的に総合
的に検討することが非常に大事だといふ点で
ぜひ実現をいただきたいと思ひます。
それから遺族年金の問題なんですけれども、こ

れもいろいろ検討されているというお話ですが、私は特にこれは東北・北海道農業者年金対策協議会の皆さん方から毎回要望をいただいているわけなんですけれども、特にその中で、年金加入期間の継承措置のことが出されております。つまり、農業者年金に加入していた経営者が亡くなれば、それで実際に新経営主になった配偶者がもう四十歳過ぎているというときには、それから積んでは間に合わないわけですね。そういう点での遺族年金創設とあわせたこういう継承問題といいますが、これについての具体的な改善の見通しをお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(武蔵野文君) 奥さんの場合も国民年金にお入りをお願いしているわけですが、いままで、そういう点で、老後の保障というものはある程度国民年金でという考え方を私は持つておるわけですが、そういう点においては、遺族年金というものの創設についてはこの年金の中で考えるという点については非常にむずかしいと、福祉年金の性格が、やはり福祉年金という立場からいけば国民年金を中心として考えていくべきではないかと、こう考えておるわけですが、

ただ、けさも私、村沢先生にもお答えをしておつたんですが、衆議院の農水委の質疑の中で、いわゆる経営移譲年金を案内もらつておつた人が、六十歳になつてもらつておつた人が六十歳とか六十歳でたまたまお亡くなりになつた、お亡くなりになつたときにそれでそれが消えちゃうというのではいかにも気の毒ではないか。しかももう六十四まででなく、そこで終わるのだから、財政的に見ても何もそう大きな問題ではないのではないかという御指摘がございまして、これに対しては、ひとつ研究をさせていただきます、検討させていただきますと、こういうお約束を私、いたしておるわけですが、いままで、それについては今後ひとつ検討を続けていきたいと思つておるわけですが、

○下田京子君 もう一つは、遺族年金あるいは主

婦の加入なんかとあわせて、特定保険料の納付者の問題でもいろいろ御要望がある点だと思ふんですね。五十四年十二月末現在でも後継者任意加入者数が全体で二十二万七千三百九十一人おります。ところが、この中で保険料の軽減措置を受けている人はわずかに二万四千九十七人で約一割なんです。これはいろいろ運用面でカバーできると、こうおっしゃつておられますけれども、実際にこの面積要件であるとか、あるいはまた、必要要件だとかという問題は削除して、三十五歳というよりも、むしろ二十年間の納付期間があればよろしいんですから、四十歳なら四十歳で切つて、それでもうお入りいただいた人たちは、こういうことでの、言つてみれば軽減措置を大いに講じていくべきではないかという御要望についてはいかがでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) これは年齢さえ若ければ、その若いという水準をどこにとるかという問題がございしますが、一律何でもその保険料について減額できるという性格のものではないと理解いたしております。やはり将来とも本当に後継者として日本の農業をしようという、そういう有望な人という意味で、期待を持てるそういう要件を備えた人に限定すべきだということでお考へておるわけですが、年齢的にもそういうことで三十五歳未満ということ、それから経営規模が県平均以上あるということ、あるいは農業経営者と後継者が一緒に加入していることというふうな、そのほか幾つかの要件をあわせ課しているわけですが、

それと、確かに若い人の加入しておられる中で、この特定保険料が適用になっている方の数は少のうございしますが、これについては必ずしも十分に、まさに先生も先ほど御指摘のようにな、趣旨が理解されていないというところで申請が行われていないような向きもあるかと思ふので、むしろ私も、いまのこの要件、その要件さえ満たせば特定保険料の対象者となり得るんだということをも十分徹底させて、この面での加入の

増加を図つていきたいというふうに考えております。

○下田京子君 申請漏れという点、かなりやっぱ見られますよね。同時に、本当に後継者に希望を持ってやつていただくという点から見ても、これは私は、はい、そうですかというところで納得するんではなくて、今後ともいろいろ検討いただきたいというところを要望しておきたいと思ふんです。特に次は財政再計算期になりますが、財政問題については次回に譲ることになりましたが、農業者年金の方の質問は終わりたいと思ふます。

農業者年金の問題とあわせて、農民の言つてみれば災害補償、この社会福祉問題ということがやっぱ社会的になつていっていると思ふんです。そこでお尋ねしたいのが、労働者災害補償保険制度への農民の特別加入制度、これについてお聞きしたいと思ふます。これは四十年に発足しているわけですが、現在まででどのような状況になつておられますでしょうか。

○説明員(原敏治君) 農業に關係しますところの労災保険の特別加入は、御指摘ございましたように昭和四十年から発足いたしておりますが、その後次第にこの任意加入の適用労働者がふえてきておりました、加入者数は五十三年末で五万八千人ほどになつております。

○下田京子君 大変少ないと思ふんですけれども、これはどうしてこういう状況だとお考へでしょうか。

○説明員(原敏治君) 現行のこの農業者に關係しますところの労災保険の特別加入の制度は任意加入方式でございまして、保険料もみずから納めて加入するということ形をとっておりますので、保険料の負担等との兼ね合いなどからこのような対象者数になつていいるのかも存じておりますが、まだ周知が不十分な面もあるいはあるのかと思つております。

○下田京子君 農林水産省の方ですけれども、せっかくできたこの制度ですね。どうして、こんなに少ないというふうな点では五十二年で調査され

ていると思ふんですけれども、その未加入の理由なんかをお聞かせください。主なもので結構です。

○政府委員(二瓶博君) 五十二年度に労災保険未加入農家に対するアンケート調査をやりまして、未加入の理由を農家の方に伺つたわけですが、そういたしますと、未加入農家約二万一千戸に対する聞き取り調査でございますが、この制度を知らなかった、あるいは制度の内容がわからないと答えた方が六七%。他の保険で十分でありますと答えた方が一三%。危険な作業には従事しないという方が七%。その辺が主なところでございます。

○下田京子君 せっかくつくられた制度がですね。大臣、労災保険の特別加入制度ができてもう十五年なんです。ところが、まだその制度を知らないとか、よく中身がわからないという人が、いまの担当局長のお話で六七%もいた。一定にしばつた調査の結果ですけれども、こういう状況なんです。で、二月の二十六日だったかと思うんですが、これは全国農業協同組合中央会の皆さん方から、農林水産大臣のところにも御要請があつたと思ふんですが、私、まとめて聞きたいんですが、一つは、大臣、制度があるのに知らないなんていう人が七割近くもいるというのじゃ困りました。ですから、これはたとえ農業新聞であるとか、一般紙も含めて、あるいはいろいろ地方の自治体等も含めて、制度を周知させるという点での広告なんかもお出しただくことも含めて検討いただきたい。

それからもう一つは、この制度は一つは労働大臣の指定する農業機械ということになつて限定されていられるわけですね。この機械の拡大ということが大きな皆さんの御要望になつていられると思ふんです。この点について当然、たまたま機械拡大という中身を言いますと、「チェーンソー、樹園モノレール、農用さい断機、精米機、もみすり機、それから製糞機、乾燥機、定置式動力防除機、背負式動力防除機、動力整枝機、定置式運搬機械、こう

いうものを具体的に挙げられております。こういう機械の拡大といいますが、強力な御要請があったと思うんですが、担当大臣として、これを受けて労働省に対してどういうふうなこれから折衝されていくのか、お聞かせください。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 労災制度を農民の皆様方が十分熟知をしていただけない点については、今後いろいろの機会をとらえて私どもの農林水産省としてのPRもやりますし、また各団体を通じてのひとつ周知徹底も努力をしていきたいと考えています。

それから、いま御指摘の全国農協中央会の方から御要望のありましたことは承知をいたしておりまして、早速機械の拡大その他について労働省の方と事務的に詰めるように指示をいたしまして、もう現時点では相当その間においては詰まってきたと私は承知をいたしておるわけでございまして、そろそろ決められるところまでできているんじゃないかなと思うっております。

○下田京子君 そろそろ詰められるということなんですが、そうしますと、どの機械がどうこうということは別としても、いま私が具体的に皆さんの御要望の機械を挙げて申し上げましたけれども、大部分機械の方では拾われると判断していいかどうか。

それからもう一つ要望で、農作業の言ってみれば範囲を広げてもらいたいという要望もあったと思うんですが、養畜なども含めて、農業という労働の実態に合わせてひとつ検討してほしいというのが大きな希望の一つになっていると思うのですけれども、この点も含めて最後に御答弁いただきましたと思うんです。

○政府委員(二瓶博君) ただいま大臣からお話ございましたように、事務当局といたしましては、労働省の方と精力的に、現在指定機械の追加の問題、それから作業範囲の拡大の問題、これを詰めておるところでございます。いずれ近々結論は出ようかと思いますが、まだ折衝中でございまして、最後のどれだけの機械ということをこ

で申し上げかねるわけでございまして、その点遺憾でございますけれども……。

ただ、全中さんの要請しているもの、これ全部が入るかということになりますと、必ずしも全部ではないと思います。むしろ落ちるものをちょっと一、二例で申し上げますと、たとえば製鋼機といふのが載っておりますけれども、これはなわをなう機械でございます。最近どうも農家の方は、昔は農村副業でなわを相当なつたわけでございますが、最近ほとんどなわをなつておりませんし、機械もございませぬし、事故も余りないようございまして、こういうのはむしろかきいじやなかるうかという感觸を抱いております。

それから、農作業の範囲でございますけれども、これにつきましては、まあ農業における土地の耕作及び開墾並びに植物の栽培及び採取の作業というように規定がされておるわけでございまして、この際には、こういういわゆる耕種的な作業がありますほかに、家畜なり蚕の飼育管理といふのが入るわけでございます。したがって、この機械に指定されました際に、そういう耕種的な作業だけでなく、使用管理の面にも広げられないかということ、これもいま労働省と話し合いをしておるわけでございます。まだ最終的に結論が出ておりませんが、何とか実現の方向で実ることを期待してまだ交渉を続行中でござい

○下田京子君 最後に一言。まあ製鋼機等、これはちょっとむずかしいがというお話ですが、かなり機械拡大という点で詰められているというふう

に理解いたします。それから、いわゆる農作業の範囲についても、実際に牧草を圃場で刈ってそこでカッターすればそれが採取の範囲になって、そしてまた庭先に戻ってきたら養畜になってカットされるなどというように矛盾についても、ないようになら検討しているというところであります。新しい農

業労働災害補償制度の動きが全国的に非常に活発でございます。そういう点も含めまして、今後またいろいろお尋ねも申し上げますけれども、どうか農家あるいは農村地域におけるこの補償のあり方という点でもこれから努力いただきたいと思

○重屋武蔵榮君 最初に大臣にお尋ねいたしたいと思

沖繩は戦後三十五年、復帰八年、そして復帰の目標は本土並みという合言葉でありました。ところが現実には、沖繩の開発はどうしても第一次産業を重視しなければいけぬ、こういうことで苦悩してきているわけですが、ところが五三%を占める基地、最も農業開発に、第一次産業開発に関連の大きいこの沖繩の土地が狭い上にさらに基地で占められておると、こういう現状の中で、三十五年の空白を一日も早く埋めて、追いつけ追い越せとい

うことがありますけれども、追いつくどころか、だんだん新しい面での問題が発生しまして、そうしてその本土並みに持つていく特別措置ももう来年で期限切れになるわけであります。そういう状況の中で、その特別措置法の見直しという、こういうことがいま真剣に論ぜられておるわけであります。まあ、あらゆる面で本土に追いつくと、こういうことでいま一生懸命になつておるわけでありまして、特に大臣の關係される面からの沖繩問題を本土並みに持つていくと、こういう姿勢、どのように姿勢を持つておられるか、まずそれを最初にお尋ねしたい。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 沖繩県におきます実情につきましては、いま御指摘のとおり、大変膨大な面積を基地が占めておりまして、ああいう島の中で、ある程度限られた農地をより有効に活用して農業を振興していかなくやいけないという、大変制約された条件があるということは私もよく承知をいたしております。そういう点を踏まえて、私もできる限りこういう年金制度に当たりまして、その沖繩の実情を十分尊重しながら、この活用を図っていただきたいと考えておる

わけでございまして、従来でも、たとえば下限面積なども三十アールを二十アールにするとか、いろいろまあ考慮しておるわけでございまして、今後もうそういう方向についてはできるだけ努力をしてまいりたい、こう考えております。

○重屋武蔵榮君 それじゃ内容について。

まあ、本日の朝から交わされております問題の中で、特に沖繩の関連する立場からお尋ねしたいんですが、最初にこの沖繩における農業年金の加入状況ですね。これももう立ちおくれておるといふことが一応考えられるわけでありまして、本土との差が、ずれがあるというところは考えられるわけですが、その状況の実態はどんなおるであり

○政府委員(杉山克己君) 沖繩におきます農業者年金の加入状況は、最近時点五十四年十二月末だけで申し上げますと、実数八千五百六十六人ということになっております。沖繩は他の都道府県と異なりまして、四十七年五月から受け付けを開始して、若干期間も短かったということも一つござい

ます。加入率は、沖繩県は五・一五%、全国は七八・七%というところでございまして、全国平均よりかなり低いという実情にござい

○重屋武蔵榮君 いま承りますと、本土に比べて加入率が低いんですね。もつと加入促進を図るべきであると思うんですが、いかがでしょうか。また、それに対してどういふ具体的な案を持つておられるか、それを承りたい。

○政府委員(杉山克己君) 沖繩県の立ちおくれてはる実情にかなりあります、私もよく承知をいたしては、一般の県でありますと農協中央会、農協会議、こういふところが現地指導を行う、農協だとか農業委員会の現地へ出かけて指導を行うというところになっておるわけでござい

臣も一つ申し上げましたが、たとえば下限面積、他の都府県では三ノアルということになっております。これを二ノアルに引き下げるとか、それから通常の期間短縮措置、これは二十年原則のところを最低五年というところで緩和しておりますが、これをさらに短く、最低三年八月というようにするなど、年金受給に結びつけやすくするというので各種措置が講じられております。

○喜屋武眞榮君 いまの点、大体承りましたが、次にお尋ねしたいことは、五十三年度の時効救済措置、五十四年度の後継者の加入の救済措置の状況が、沖縄においてはどうかになっておるのであるか、これをまずお聞きしたい。

○政府委員(杉山克己君) 沖縄県におきましては、時効救済措置による新規加入者は、これは五十四年十二月末で四百七十二人ということになっております。全国では五万三千二百二十八人、その〇・八〇程度ということでございます。

それから後継者の加入救済措置による新規加入者は六人、きわめてわずかでございます。全国が七千六百十二人でございまして、千数百分の一という状況で、きわめてこの点は少ない。この後継者の加入救済措置の対象人員が少くないのは、すでに皆加入しているために漏れたのが少ないということなんでしょう。でございますが、先ほど来申し上げておりますように、一般的に加入率が低いというのを考えますと、この数字は若干問題があるのではないかと、こういう点の反省、検討も含めまして、一層加入の促進に努力しなければいけない状況にあるというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 特に、他県に比較して、いまおっしゃるのだったらなんです、後継者の加入が非常に悪いようでありまして、その理由はどのように受けとめておられますか。

○政府委員(杉山克己君) 後継者の加入状況は、他の都道府県もこれはそれなりに悪いのでござい

ますが、沖縄県も御同様の悪いわけでございます。なぜ加入が低いのかということにつきましては、若いうちはなかなか年金を切実に身近には感じないというふうなことで、それから、若いうちに農業経営についての将来展望がなかなか確立できないというふうなことがあると思っております。それから、この農業者年金制度について必ずしも十分に徹底が図られていないという点も影響しているのではないかと考えられるわけでございます。全体としての農業経営の将来展望を持っていただくように、農政全体の中で努力するというようなことも必要でございますが、この制度自体といたしましても、十分普及徹底を図って、加入の増加を図ってまいりたいと考えております。

○喜屋武眞榮君 特に沖縄の場合、戦後の長い間の空白も加わって、いろんな悪条件もありますために、他県以上に沖縄への指導、PRが必要である、このように思われるわけですか。そうでありま

と、まずまず空白状態がそのまま置きざりにされてまいるのであります。他県本土ももちろん指導、PRが大事であります。沖縄に対しては、特別におかれておる現状をPRしてもらって特別の措置を講じてもらわなければ、ますます他県並みに追いつくということがむずかしくなってしまうので、その点、特別の御配慮をいただきたいんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(武藤嘉文君) 先ほど申し上げましたように、やはり沖縄において、もつと後継者の方々もお入りをいただき、そうしてこの年金制度を活用していただく、スムーズな形で経営移譲もなされていくようにしたいと私も願っております。その中でございまして、そういう面でも今後とも農協あるいは農業委員会などを通じてのPRだけでなく、沖縄県においても、できる限りそういう点について、よく農民の理解を得られるように努力をしていただくように私どもも配慮していきたいと考えております。

○喜屋武眞榮君 その点、ひとつ特別に御配慮をお願いいたします。

次に、沖縄県における経営移譲年金ですね、経営移譲年金の受給の状況はどのように実情はなっておりますのでしょうか、そのことをひとつ承りたい。

○政府委員(杉山克己君) 五十一年から五十四年までの四年間におきまして、年々新規の裁定者が出ておるわけでございます。五十四年十二月、最後の時期の累計では九百三十人ということになっております。金額にいたしますと、年間三億五千四百万円ということになります。

それから、種類別に受給権者の内訳を見ますと、後継者移譲が、これは比率が高くて、ちょうど三分の二くらい、六六・五%の六百十八人、それから第三者移譲が三三・五%の三百十二人、こういうことになっております。

○喜屋武眞榮君 それと関連いたしますが、他県に比べて、いまの経営移譲年金の受給をめぐってどのような特別な現象が、特徴があらわれておるか、こういった点、何か著しい変化があるんじゃないか、こう思われるのですが、どうですか。

○政府委員(杉山克己君) ただいまお答弁の中で触れましたが、沖縄の経営移譲につきましては、他府県の場合に比べて後継者移譲が少ない、第三者移譲がきわめて多いという状況にあります。全体のほぼ三分の一が第三者移譲ということになっております。これに對しまして、それ以外の他府県はどうかといえますと、第三者移譲はきわめて少なく六・九%、後継者移譲が大部分で九三・〇%ということになっております。これはやはり沖縄県における農業経営のあり方、それから適格な後継者が少ない、一般的な労働事情といったようなことが反映していると思えますが、こういう第三者移譲の経営移譲は、経営規模拡大の上では大きく貢献しているものと考えられます。

○喜屋武眞榮君 いまのお話によりますと、全般的に移譲率が低いと、そうして六十五歳以降の農業者老齢年金の受給者が多い傾向にあると承っております。

おりますが、そういったしますと、どうしてもこの額を引き上げる、魅力あるものにしていくということが最も大事じゃないかと思えますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) 農業者老齢年金の引き上げについては、これは各都府県の要請も承っております。この年金制度自身の基本的な性格、つまり国民年金の付加年金である、それから農業政策上の政策年金であるということからいたしますと、これは大変御質問に逆らうようでございますが、困難であるというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 沖縄のさらに特徴として、第三者移譲が多いようにあります。もし受給者が死亡した場合、遺族の生活が非常に不安定になることが考えられますが、経営者移譲年金に遺族年金を設けるべきではないかと、こういうことも思うわけですが、どうでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) この問題につきましては、やはり農業者年金の基本的な性格からいたしますと、一般的に遺族年金を設けることは、これはきわめてむずかしい問題であると考えております。

ただ、大臣がたびたび御答弁申し上げておりますように、六十歳から六十四歳までの間に死亡したために、経営移譲年金、これが受けられないことと伴って、それでは気の毒ではないかということとで、それを受給権の承継ができるかできないか、そういう問題を検討してみたいというところでございます。私ども事務局もその御意向を受けまして今後検討してみたいと考えております。きわめてむずかしい条件にあるわけでございますが、十分検討してまいりたいと考えております。

○喜屋武眞榮君 いまの御答弁のようにひとつぜひ前向きに検討してもらいたいことを希望いたします。次に、沖縄における離農給付金の状況ですね、この状況はどのようになっておりますでしょうか。

○政府委員(杉山克己君) 沖繩県におきます離農給付金は、五十四年十二月末までで四百五十七件の支給が行われております。総支給の金額は五億四千七百八十万円ということになっております。

○喜屋武眞榮君 この点からしても、私はまだ政府のPRが足りないのではないかと、このように理解いたしておりますが、どうでしょう。

○政府委員(杉山克己君) 離農給付金につきましては、制度発足後すでに十年を経過しようとしていて、支給件数は年々着実に増えてまいっております。五十四年十二月末では二万二千八百七十八件、これは全国でございますが、なっております。PRはそれなりに努力してまいりましたし、それなりの効果は出てきています。と思ひますが、しかし、この五月で期限切れになるというところでまた最近いろいろPR等に努めておりますところ、最近に至ってかなり離農給付金についての申請も出てきているような状況でございます。そういう意味では完全にPRが徹底しておいたと言ひ切れない面もございます。今後とも、制度の内容が十分周知されるよう関係機関等を督励して指導してまいりたいというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 時間が参りましたのもう一点お尋ねいたします。

これは沖繩も含めてありますが、全体に、末端における業務体制を整備するためにどうしても委託費の増額措置を講ずべきではないだろうか、こういうことを痛切に感じておりますが、その点に対して御答弁を願ひ、そして締めくくりとして大臣のそれに対する御見解を承つて私の質問を終わります。

○政府委員(杉山克己君) 委託費につきましては、これは農業会議あるいは農業団体等にお願ひいたしました事務を行つていただいているわけでございます。五十五年予算案の中ではございしますが、約七%の全体としての増額を圖つておるところでございます。事務体制の充実、PRの

促進、加入の促進を図る上でもきわめて重要な問題でございます。今後とも事務費の増額は努めてまいりたいと考えております。

○國務大臣(武藤嘉文君) 先ほど来御議論がございますように、この制度がより農民の皆様方に浸透して理解をされていくためにも、またいろいろの業務が円滑にいくためにも、業務を委託しております農協また農業委員会のお仕事というのは大変なことだと思つておられて、私どもも十分その点は、今後ともその委託費については確保のために一段の努力をしてまいりたいと思つております。

○委員長(青井政美君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、久次米健太郎君、熊谷三郎君及び鈴木省吾君が委員を辞任せられ、その補欠として鈴木正一君、岩崎純三君及び嶋崎均君が選任せられました。

○委員長(青井政美君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

村沢君から委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題といたします。

村沢君から修正案の趣旨説明を聴取いたします。村沢君。

○村沢牧君 私は、日本社会党を代表して、農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付したとおりであります。その内容は、農業者老齢年金の給付額を二倍に引き上げようとするものであり、具体的には、現行法において、その年金額が「六百五十円に保険料納付済月数を乗じて得た額」となっているのを、「一千三百円に保険料納付済月数を乗じて得た額」に修正しようとするものであります。

以下、修正案を提出した理由を簡単に申し上げます。

本年金制度に對しましては、制度発足以来、改善を要する各種の問題が指摘をされておりますが、中でも、昭和五十六年二月から給付が開始される農業者老齢年金の大幅な引き上げは強い要請となっております。かかる要請の背景は、第一に、やむを得ず経営移譲ができた者が六十歳以降に受給をする農業者老齢年金の額が、保険料に比して必ずしもメリットがないということ、第二に、同じ額の保険料の納付にもかかわらず、経営移譲した者となつた者の年金受給額の格差が余りにも大き過ぎるといったことなどであり、また、こうした制度の欠陥が、本年金への加入率を著しく低くしている要因ともなっているものであります。

このため、日本社会党においては、昭和四十五年の現行法の制定に際し、純粋に農民の老後の保障を図ることを目的とした農民年金法案を対案として提出し、以後、今日に至るまで、農業者老齢年金の引き上げを強く主張してまいりました。また、本問題はひとりわが党のみならず、当農林水産委員会においても重点的に取り上げられ、過去における法律改正に際しても、農業者老齢年金については速やかにその引き上げを図ることを旨とした全会一致の附帯決議を付してまいりましたことは各位の御承知のとおりであります。

しかるに、その後政府は、この農業者老齢年金の引き上げに對し、何らの特別な措置を講じていないのが実情でありまして、このことは善良な農民の期待を裏切るばかりでなく、立法府の意思をも無視したものと云わざるを得ません。

今回、日本社会党があえて修正案を提出したゆえは、国会が農民の切なる要望を体し、立法府としての責任を果たし、これにより真の年金制度の確立を図ろうとするものであります。何とぞ全委員の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○委員長(青井政美君) ただいまの村沢君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。武藤農林水産大臣。

○國務大臣(武藤嘉文君) ただいま御提案のありました修正案につきましては、政府といたしましては反対であります。

○委員長(青井政美君) それでは、本修正案に對し、質疑のある方は順次御発言を願ひます。別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御意見もないようですから、これより農業者年金基金法の一部を改正する法律案について採決を行います。

まず、村沢君提出の修正案を問題に供します。村沢君提出の修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青井政美君) 少数と認めます。よつて、村沢君提出の修正案は否決されました。それでは、次に原案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青井政美君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、片山君から発言を求められておりますので、これを許します。片山正英君。

○片山正英君 私は、ただいま可決されました農業者年金基金法の一部を改正する法律案に對し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党及び第二院クラブ共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、本制度が農業者の老後生活の安定、農業経営の近代化及び食糧自給力の向上に果す

役割の重要性にかんがみ、政策年金として一層の整備充実が図られるよう次の事項の実現に努めるべきである。

一、農業者老齢年金については、他の年金制度をも考慮しつつ給付額の引上げに努め、農業者の老後生活の安定を期すること。

二、次期財政再計算期において設定されるべき保険料については、本制度が政策年金であること及び農家の負担能力の実情等を十分配慮して定め、必要に応じて、国庫助成の引上げに努めるとともに、現行の完全積立方式についても、他の公的年金の動向を参酌して検討を加えること。

三、本制度への加入促進対策とくに若年者の加入を一層促進するとともに、保険料軽減の対象たる特定後継者についてその要件の緩和に努めること。

四、離農給付金制度については、その給付額を適宜実情に応じて見直すとともに専門的農家の規模拡大に資するようその運用に十分配慮すること。

五、農業経営に占める主婦の地位の重要性、農家の家族経営の一体性及び保険料の掛捨て防止等の観点から、遺族年金制度を創設すること及び農業に専従的に従事する主婦等に対し年金加入への途をひろくすることについて検討すること。

六、本制度の円滑な運営が図られるよう末端における業務体制の整備充実を努めること。
右決議する。

以上でございます。

委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(青井政美君) ただいま片山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青井政美君) 全会一致と認めます。よって、片山君提出の附帯決議案は全会一致をもって

て本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。武藤農林水産大臣。

○國務大臣(武藤嘉文君) ただいまの附帯決議につきましても、農業を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、十分検討したいと思ひます。

○委員長(青井政美君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青井政美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十六分散会

〔参照〕

農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する修正案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十条の二の次に一条を加える改正規定の前に次のように加える。

第四十八条中「六百五十円」を「千三百円」に改める。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果、国庫の補助が約二〇七億円増加となる見込みである。